

# 中近世村落における宮座の変質と再編

結衆、長男衆、そして神楽講

蘭部寿樹

The Transformation and Reorganization of Miyaza in the Villages of Medieval and Early Modern Japan

はじめに

① 服部神楽講の現況と文書の伝来

② 宮座の変質―結衆から長男衆へ―

(1) 結衆(一四―一六世紀)

(2) 長男衆(一七・一八世紀)

(3) 変質の意義

① 宮座の家格制と家株

② 宮座の社会的機能の変質

③ 宮座の再編―長男衆から神楽講へ―

(1) 長男衆(二人体制)(一八世紀後期)

(2) 神楽講への転換(一九世紀前期)  
おわりに

## 【論要旨】

本論文は、中世・近世における大和国平群郡服部郷(現奈良県生駒郡斑鳩町大字服部)宮座の変質・再編とその背景について考察したものである。本論文の素材は、服部素箋鳴神社における服部神楽講に伝来した文書二二五点である。

服部郷では、一四世紀から新福寺社宮牛頭天王社における「結衆」の宮座が史上にみえはじめる。この結衆が一七世紀に長男衆に変わる。結衆の宮座と村方の非宮座成員とが対立し、「アラトウ」という新規宮座加入者や「脇座」の設置など、両者の妥協がはかられた。しかし宮座内差別により、両者の壁は結果的に強化されることとなり、宮座は家を単位とする組織である「長男衆」に変質したのである。このことは、宮座を中核とする家格制が形成したことを意味する。またこれにともない、宮座の村落全体を統括する機能が消滅し、近世宮座の機能は祭礼・法会など宗教的機能と身分規制に限局されていった。

一八世紀後期に長男衆は二六人体制から二二人体制となり、村方との対立が再燃し

深刻化する。そして宮出入の結果、氏神修復田支配に村方が介入するようになり、さらには氏神牛頭天王社や新福寺の主導権も村方に奪われてしまう。これと並行して、新福寺長男衆は一八世紀後期に牛頭天王社「宮座」となり、一九世紀前期には「神楽講」へと変わる。この時期、本座である「拾四人組講」に対して村方の圧力を背景に持つ新座「九人組講」が結成され、宮座が二座体制となった。この新座に対して本座は、龍田神社(龍田新宮)の三里八講祭祀である「神楽」を強く意識した「神楽講」という名称を採用した。ここには、龍田神社の権威を用いて新座に対する優越性を誇示する狙いがあったと思われる。一方、新座は村方の圧力を背景として牛頭天王社の後身である素箋鳴神社に密着し、その伝統的な行事である結鎮を強く意識したケイチン講へと発展したと思われる。宮座変質の帰結であるこの再編によって、宮座内差別が強く固定化される一方、宮座行事の主導権が神楽講から村方の力を背景とするケイチン講へと移っていったのである。

## はじめに

本論文は、奈良県生駒郡斑鳩町大字服部にある素戔嗚神社の宮座、服部神楽講について考察するものである。服部神楽講に伝来する二二五点の文書は、近年、大宮守友氏によって発見されたものである<sup>1)</sup>。

服部は、法隆寺の近くにあり、平安中期には近隣の五百井とともに興福寺領服部庄に属していた<sup>2)</sup>。鎌倉中期には、興福寺花林院領服部庄(のちの東服庄か)及び興福寺一条院領服部庄(のちの西服庄か)となった。そして室町期には、興福寺大乘院領進官方の東服庄(五百井)、興福寺大乘院領の西服庄(五百井と服部の中間地域)そして興福寺一乗院領の西服庄(服部西部)に分属していた。江戸期の服部村は、当初、竜田藩領であったが、一七世紀中期から園城寺円満院(二〇〇石)と天領(一時、興富藩領。三八〇四八石余)の相給支配となった。

服部神楽講文書において服部は、「服」または「服郷」と呼ばれている<sup>3)</sup>。「服部村」の呼称がみられるのは、一六六四年からである<sup>4)</sup>。そこで本論文では、中世の服部を「服部」、近世の服部を「服部村」と表記する。

また服部は、五百井・丹後とともに法隆寺の鎮守とされる龍田神社を中核として営まれた三里八講を構成していた。従来の研究においても服部は、この三里八講との関連から注目されていた地域なのである<sup>5)</sup>。

### ①服部神楽講の現況と文書の伝来

まずはじめに服部神楽講の現状についてみておきたい。

前述したように服部神楽講は、かつて牛頭天王社と呼ばれていた素戔嗚神社の宮座である。ただし素戔嗚神社宮座には、二つの座がある。そ

のひとつが「ケイチン講」である<sup>6)</sup>。ケイチン講は三六軒で構成され、素戔嗚神社の「ゴクトウヤ・ミキトウヤ」を勤仕する。もう一つの座が「神楽講」で、一二軒の家で構成されている。神楽講は年一回二月二三日にトウヤ宅で総会・宴会をおこなうだけである。

しかし、「立田参り」と呼ばれる龍田神社へのトウヤ渡しは、神楽講のメンバーがおこなっていたという。この慣行は、農地改革で講田が消滅したことなどにより現在は廃絶している。「立田参り」は、かつての三里八講の名残といえるべき慣行である。また服部神楽講文書を伝来したのは神楽講であり、ケイチン講は一八〇〇(寛政一二)年以降の比較的新しい文書しか所持していない。これらの点からみて、現在の一二軒神楽講が服部における古来からの中核の宮座組織の直接の後身であると考えられる。この点については、これから服部神楽講文書の分析を通して議論したい。

このように現在の服部神楽講は素戔嗚神社の宮座なのであるが、文書には一四四九(文安六)年に「服部新福寺一結衆等」として登場する<sup>7)</sup>。また服部神楽講文書には、多数の「新福寺算用帳」が伝来している。このことから神楽講は、もともと新福寺の座であったと考えられる。これがいつ頃どのような経過と背景により、牛頭天王社(素戔嗚神社)の座になったのか、このことも考察してみたい。

さて「服部新福寺一結衆等」は、正月一九日または二〇日に「ケチン(ケツチン)」、二月一日に「フクノモチ」、九月一日に「マツリ」をおこなっていた<sup>8)</sup>。このうちの九月一三日の「マツリ」とは、応永二五年八月六日三里条々規式にみられるように、五百井・丹後とともに「三里」としておこなっていた龍田神社の祭祀なのである。龍田社頭郷役を、三里三ヶ所(服部・五百井・丹後)が集会して勤仕していたのである。

服部神楽講文書には、この三里条々規式をはじめとして、数多くの三里関係文書が含まれている。これは一六七九(延宝七)年に

三里帳箱丹後・五百井長男相對二而、服部一萬へ預け置申候  
 というように、一括して服部（宮座の一老長男<sup>おとよ</sup>）に預けられたものなの  
 である。<sup>(10)</sup>このことは、村落宮座文書の伝来のありかたを考えるうえで、  
 非常に示唆的である。

またこのようにして伝来した服部の三里関係文書のなかには、次のよ  
 うな記述がみえる（傍線は筆者による。以下同じ）。

【史料A】<sup>(11)</sup>

定 龍田社頭郷役并三里条々規式等事

合

右三里三ヶ所者、其名ハ雖為各別、社頭役ヲキテハ三里集會シテ可  
 入分濟ヲ結懈<sup>(解)</sup>シテ人数ニ配分シテ各々出合せ勤仕セシムル事、昔ヨ  
 リ定タル法儀也、但於人数者、上座方ハ十七、庇座ハ十八ヲ定ニ八  
 月ノ神樂ノ集會ニ勘定シテ勤仕セシムル事、尤為先規上者、向後更  
 不可有異儀者也

史料Aによると、一四一八（応永二五）年の三里には「上座方」一七  
 人・「庇座」一八人という構成があったことがわかる。三里の上座方・  
 庇座はいままで知られておらず、従来の研究で指摘された三里の「ヲト  
 ナ衆」や五百井の「大百姓」、それに後述する服部の「長人」（おとな）  
 などとどのように関連するのか、興味深い問題である。しかし本論文で  
 は、服部の宮座に議論を集中し、三里に関しては服部に関連する限りに  
 おいてふれるにとどめる。上座方・庇座など三里の問題については、後  
 考を期したい。

以上のように宮座構成のありかたや宮座と新福寺・牛頭天王社（素戔  
 鳴神社）との関係などを軸として、中近世における服部村宮座の変遷と  
 その背景や意義について、考察することにした。

## ② 宮座の変質——結衆から長男衆へ——

### (1) 結衆（一四〜一六世紀）

前述したように服部神樂講文書には、一四四九（文安六）年に「服部  
 新福寺一結衆等」が登場する。これ以前一三六九（応安二）年に書かれ  
 た「新福寺縁起」のなかには、「當寺一結之善友」という表現がある。<sup>(12)</sup>  
 このことから、少なくとも一四世紀中期には結衆が成立していたものと  
 思われる。

この結衆は、一六七四（延宝二）年以降「ねはん講」を開催するなど、  
 仏教集団的な面がある。<sup>(13)</sup>しかし、これよりはやく一六世紀後期には「マ  
 ツリキンジ」や「ケチン」などをおこなっており、<sup>(14)</sup>結衆を全くの仏教的  
 集団とすることも難しい。そこで注目したいのは、新福寺の「杜宮牛頭  
 天王」である。この牛頭天王社は、近世には「新福寺氏神牛頭天王<sup>(15)</sup>」  
 とも呼ばれている。結衆は、この新福寺の杜宮・氏神である牛頭天王社  
 と関連するものではなからうか。そこで、この結衆の内部構造をみてみ  
 よう。

この結衆には、「おとな」がいた。一五一二（永正九）年の史料には、  
 五百井・服・丹後三ヶ所の「長人方」がみえる。<sup>(17)</sup>この「長人」が一五世  
 紀後期の三里関係文書にみえる「三ヶ所ソウシウ・ヲトナ」の「ヲトナ」  
 に相当するものと思われる。この「ヲトナ」との関連で、同じく一五世  
 紀後期の三里関係文書における次の史料記載が注目される。

【史料B】<sup>(19)</sup>

一九月十三日三ヶ所ソウシウ・ヲトナ<sup>(備衆)</sup>シユンシノトキ、カリヤニテ、  
 ヨキサケ五舛、エハウヨリトリナスヘシ、此代ハ三サトヨリ下行  
 ナリ、タ、シ、サカナハ、ハス、エタマメ以下御クウノアマリヲ、  
 トリアワセ一、トリアワセテセラル、ナリ、ヨクモアシクモ、ミ  
 ミミミミミミミ

サト、シテ、イランニヨフヘカラス、仍所定如件

(男役)

一ヲトコヤクニツキ候テ、ヨソヨリキタリ候ハンスルモノハ、三年

(三里)  
(公事)

ニナリ候ハ、ミサトノクシヲイタスヘシ、モシマタ、ミサトノ

ヨミアキヨリサキニ三年ニアタリ候ハ、ソノハウストルヘキサ  
タメ如件、

明應三年<sup>甲</sup>八月卅日サタメ

イセンノキ、マキレ候ニヨリソロテ、カクノコトクサタメヲカル

(三里)  
(カ)  
(公事致す者)

、ナリ、ナヲノクヤサケクシイタスモノナラハ、ソノコヲサ

(子)  
(幼き)

ナキトキタコクツカマツリ候トモ、カエリツキ候ハ、シヤウサ

ハ十七マウトハ十八ヨリイタスヘキナリ

文意が不明確なところがあるが、まず第一に注目したいのは、他地域から帰ってきた者の「ヲトコヤク」「ミサトノクシ」勤仕に関して、「シヤウサハ十七マウトハ十八ヨリイタスヘキナリ」と規定されている点である。「シヤウサ」(上座)、「マウト」(間人カ)の間で公事勤仕に関して差別的な扱いがあったものと思われる。それでは、これがなぜ差別的な規定であるといえるのだろうか。

「十七」や「十八」は年齢であろう。三里公事を果たした親の子供で幼少の頃に他郷にいた「シヤウサ」の子は、帰還後「十七」歳から公事勤仕を認められた。同じく「マウト」の子は、「十八」歳から勤仕する事を認められた。一七歳から公事勤仕を認められた「シヤウサ」の子は、一八歳から勤仕する「マウト」よりも臈次が高くなるものと思われる。すなわち、この規定の背景には、臈次階梯的な秩序があったのである。

もう一つ注目したいのは、「ヲトナシユンシ」である。これは「ヲトナ」の「出仕」または「順事」(順次)と解することができる。<sup>(20)</sup>後者の意味にとれば、順事・順次は順番に勤める役のことであるから、「ヲトナシユンシ」は「ヲトナ」または「ヲトナ」になる者が勤める頭役を意味することになる。

以上の点から、三里においては臈次階梯的なシステムがあり、公事や頭役を勤仕し臈次をのぼることにより「ヲトナ」になったものと考えられるのである。

一方、服部においても、少なくとも一五七四(天正二)年以降、「ヲトナニナル」すなわち「ヲトナ成」の慣行があったことが史料上わかる。<sup>(21)</sup>また後述するように、近世の服部村でも、変質してはいるものの年齢階梯的な秩序がみられるのである。これらのことから、中世服部の結衆においても臈次階梯的な秩序に基づいて「長人」が存在していたものといえよう。

一五六九(永祿一二)年から、「服新福寺一結衆座」の「座帳」が記されはじめ<sup>(22)</sup>。つまり、この結衆は「一結衆座」という座の組織なのである。したがって、新福寺結衆の内実は、新福寺「社宮牛頭天王」の宮座組織であると考えてよからう。

以上の点から、少なくとも一四世紀中期から一六世紀にかけて、服部には新福寺社宮牛頭天王社を拠点とする宮座組織として結衆が存在していたものといえよう。

## (2) 長男衆(一七・一八世紀)

次に、史料Cをみてみよう。

【史料C】(寛永三年<sup>二</sup>一六二六年)

一服部村において、あんせつ衆しうりう成仕候二付、長男衆<sup>三</sup>出入御座候間、笠目小右衛門殿色々御あつかい被成、志人二付八木五斗つ、長男衆へ出し申候、以上かう衆分<sup>六</sup>きわめ申候、以来御談合次第二可仕候、仍後日状如件

寛永三年

ヲノ二月廿五日

弥左衛門<sup>四</sup>

善右衛門<sup>五</sup>

又右衛門<sup>六</sup>

長男衆

まいる

甚左衛門（花押）  
長右衛門（花押）

この文書でまず注意したのは、その宛先が「長男衆」となっている点である。この「長男」は、同一の文書で「ヲトナ」と同様に用いられていることから、「おとな」と訓まれたことがわかる。<sup>(24)</sup>この文書以降「おとな」は、漢字表記では「長男」と書かれるようになる。一七世紀前期、「長人」が「長男」に変化したのである。

「長人」から「長男」への変化は、単に表記方法が変わっただけなのであろうか。そこでもう一度、史料Cをみてみたい。この文書のなかに「拾六人」という記載がある。文脈からみて、この「拾六人」は「長男衆」を示すと考えられる。長男衆は、拾六人とも呼ばれていたのである。ここで注意したいのは、「拾六人」という表記にひとつの印が捺されている点である。この印は、署判者の一人である弥左衛門の印と同じである。そして弥左衛門以下五人の署判者は、長男衆を代表する者としてしばしば登場する「六人衆」であると思われる。<sup>(25)</sup>「六人衆」は、長男衆の一老から六老までの最上位六人のことである。この文書では一人欠けているが、何らかの支障から署判しなかったのであろう。<sup>(26)</sup>

それでは、長男衆が「拾六人」と自称しているのは、なぜだろうか。まず自明なことだが、長男衆が一六人であるということがわかる。そこで次の史料に注目したい。

【史料D】

モリキ、ノ  
八道泉房

タツノ年九月十四日キトナム  
マツリ サニ入 春松

キノトノ  
天正三年

キノトシ

ケチン キンシ ヲトナニナル <sup>モリキ、ノ</sup> 四郎三郎  
同ヒノトノウシ二月一日  
フクノモチ イトナム キンシ モロモチキ 四郎三郎  
天正七年 <sup>ヒノトノ</sup> ウノトシ 九月十三日キンシ ワキサ アラトウ <sup>四郎三郎</sup>  
慶長三 <sup>戊辰</sup> 正月十九日 ケツチン キンシ ヲトナニナル 藤徳 <sup>アツクル</sup>  
助四郎

ナカヤノ  
左平殿  
キノエ 九月十四日  
マツリ キンシ ヲトナニナル

ツチノヘタツ <sup>ミツノヘ</sup> 元龜三年 九月十三日春藤  
サル

フクツノモチ キンシ 脇座アラトウ マツリ イトナミ  
天正六年 <sup>戊辰</sup> 九月十三日 キンシ ヲトナニナル 春藤

天正十年 <sup>壬午</sup> 九月十三日  
マツリ キンシ アラトウ 脇座キトナム  
惣エアツクル 春藤

史料Dは、永禄一二年（一五六九）正月服新福寺一結衆座帳（一二号文書）の一部である。この文書では、たとえば「道泉房」という結衆・長男衆の名前があげられる。そしてこの道泉房の項には、年月日、「マツリ」とか「ヲトナニナル」などの関係記事、そして道泉房の座の継承者と思われる「春松」のような名前が列挙されている。前者を「大見出しの名前」、後者を「小見出しの名前」と仮称して、この座帳の全体をまとめたものが、表1である。この表には、合計三八の大見出しの名前とその項に記された小見出しの名前、そして項の初出年と最終年などをまとめた。

表1にみえる大見出しの名前を、初出年代ごとにまとめたものが表2である。この大見出しの者の座は、小見出しの者によって何代かにわたって継承されたものと思われる。そのために、結衆や長男衆の同時代における総数を知るのは難しい。しかし、この文書のなかの比較的早い段階すなわち一六世紀後期・一七世紀前期に初出した大見出しの人数がいずれも一人であるのは、注目すべき数字ではなからうか。これは初出者の数であるから、同時期の座衆は実際には一人より数人は多かったであろう。このことは、「結衆」時代の最後である一六世紀後期から「長男衆」時代にはいった一七世紀前期の座衆が、一人+数人の規模であったことを示唆していると思われる。このことは、長男衆の「拾六人」という自称に適合するものといえよう。

さらに、長男衆の「拾六人」という自称で問題なのは、「拾六人」という限定した人数そのものを呼称として用いている点である。この呼称は、一六人以外の長男衆は認めないという排除の論理に基づいているものと思われる。これを以下、長男衆一六人体制と呼ぶ。そこでつぎに、長男衆が一六人体制をとって他者排除の姿勢を示した背景について考えてみたい。

【史料E】

猶々官途仕候者、庄や年寄中ニ相尋、近年之ことく可仕候、初たる儀仕候者、曲事ニ可被仰付候間、其段かたく可申渡候、以上  
急度令申候、其村諸百姓衆官途之事、往古より有来候ことくニ可仕候、若無承引新儀成官途之仕様候者 雲州様へ申上、曲事ニ可申付候、謹言

七月廿九日  
蛭川次右衛門 □(花押)  
舟橋覚兵へ □(花押)

服部村

庄や 弥九郎殿

其外百姓中

※ ※ ※

上田六右衛門  
長次 (花押)

【史料F】

「片桐市正様御内  
(包紙)

御奉行折紙」

已上

和州平群郡服部村官途成之事、自往古如有来ニ可仕候、若所之背法度非例之族申者於在之者、公儀得 御意、曲事ニ可申付状、仍如件

元和四年  
八月廿八日

八木六左衛門尉  
(花押)

服部村庄屋 弥九郎殿  
同 年寄  
同 百姓中

史料E・Fは、後者が一六一八(元和四)年八月二八日片桐且元内八木六左衛門尉書下、前者が同じく元和四年と推定される七月二九日上田六右衛門等連署書状である。<sup>27)</sup>これらはいずれも、「新儀官途成」を規制した領主の命令書である。ここで注意すべき点が二つある。ひとつは、この文書がいずれも庄屋・年寄・百姓中あてにだされている点である。もうひとつは、この「新儀官途成」が「所之背法度非例之族申者」によるものである点である。領主は決して官途成そのものを否定しているのではない。「往古より有来候ことく」に官途成がなされることを命じているのである。

官途成を古来から規制しているのは、長男衆である。一七世紀後期の

表1 結衆・長男衆一覧

	I (大見出し)	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII	XIV	初出	最終	長男衆一覧
1	教善房																
2	モリイ、ノ道泉房	春松	四郎三郎OWA	藤徳O											1574	1598	
3	助四郎																
4	ナカヤノ左平殿O	春藤OWA													1566	1582	
5	新三郎(抹消)	中ヤ当長O	九八A	少二郎O	竹藏AOS	長松AOS	伊兵衛AOS	六之助S							1604	1702	伊兵衛
6	孫三郎	市松SO	与平次S	長右衛門S	五郎八O	勘治郎SO									1705	1710	与平次、長右衛門、五郎八
7	孫五郎	二郎WAO	ヲサフO	小六AO	甚太郎S	庄吉O	甚介SO	吉十郎SO	長吉S	新太郎SO	清兵へO	善兵へS	次郎作S	長太郎O	1568	1701	庄吉、甚介、甚兵衛
8	大ヤノ弥七O	ヲウヤ竹次WAS													1579	1583	
9	藤二郎	甚二郎OA	藤五郎OWS	フチマサOS	シンボウO										1567	1606	
10	藤四郎	御松O	ソウ二郎SAW	ツルチヨOS	藤千代OS										1573	1612	
11	宗二郎	利右衛門O	理右衛門	卯吉O	善吉OS	善兵衛S	権兵衛O								1622	1712	善兵衛
12	弥五郎A	マコ四郎OAWS	ヲサフO	ヨスケS	五郎作O										1573	1629	
13	又二郎A	ヲサフOAS	御モリOS	ヲノ□□O											1575	1615	
14	弥九郎WS	ヨ九郎OW	太郎ハウO	ラクマAO	コクマA										1567	1600	弥九郎
15	清三郎WAS	助三郎OAWS	テカイト新三郎AOS	竹松O											1567	1614	
16	北コウヤ	甚二郎	金藏AOS	善助O	猪之介OS	宗兵衛S	虎之介O	長吉OS							1633	1711	宗兵衛、長吉
17	ヨ九郎	九郎次郎WS	モリカツOS	ヲマツO	与八郎S	藤徳O	久二郎S	竹藏O							1597	1645	
18	弥九郎小熊	コクマS	弥藏O	力藏S	三藏O	お七OS	太郎兵衛S	傳子O	八左衛門AO						1602	1662	太郎兵衛
19	藤五郎	シンホS	善助O	兵介S	お六AO	新藏AO									1608	1680	
20	弥十郎	太郎衛門尉AO	藤勝AO	市松ASO	茂左衛門S	弥九郎OS									1612	1740	茂左衛門、弥九郎
21	源七郎OS(孫四郎アツケウトル)	伊右衛門尉S	彦十郎O	伊左衛門SO	庄九郎O(少九郎)	又助SO	左介S	小市O	小十郎O	小兵衛AO	教俊S(一老)				1621	1757	小十郎、小兵衛
22	モリイノ宗十郎	春辰AO	与藏SO	源藏AO	六兵衛SO	与平治子平六SO	与兵治後弥兵衛S	平八O	与平治子茂泰S	幾松O	与平治S	乙松O			1628	1777	与平治、弥兵衛
23	藤右衛門尉	新藏SO(名代ヲトナ)	十平S	小兵衛O	左太郎SO	十助SO	藤五郎AO	左次兵衛S	孫太郎O	佐太郎O	新右衛門S				1633	1773	左次兵衛、藤五郎
24	ニシノ口治部	竹松S	長三郎O												1640	1641	
25	伊兵衛	藤松SO	八郎兵衛SO	太郎右衛門O	平兵衛S	新次郎O	勝七S	伊兵衛O							1651	1721	伊兵衛、太郎右衛門、新次郎
26	九郎兵衛	九郎兵へSO(家主)	善太郎SO	又太郎SO	太郎兵衛S	清右衛門子甚助O									1666	1728	善太郎、又太郎、清右衛門、甚助
27	甚右衛門	弥七郎OS	甚助S	佐太郎O	弥七郎SO										1704	1772	甚右衛門、甚助、佐太郎、弥七郎
28	茂左衛門次男加兵衛	加兵へSO	彦五郎OS	亀太郎OS											1674	1759	茂左衛門、加兵衛、彦五郎
29	甚兵衛	甚兵衛S	三四郎O	庄吉O	長太郎SO	吉十郎O	甚七O								1710	1758	甚兵衛、三四郎、庄吉、長太郎
30	宗右衛門シソン忠右衛門	七助SO	市兵衛O	忠兵衛SO	五郎兵衛S	喜兵衛O									1681	1750	七助、忠兵衛、五郎兵衛、喜兵衛
31	平兵衛	平七O	平兵衛S	小兵衛S(平兵衛殊譲受)											1623	1763	平兵衛、平七、小兵衛
32	甚兵衛かお清兵衛	清兵衛S	清七O	清八O	清太郎O										1730	1781	甚兵衛、清兵衛
33	南清右衛門	清右衛門S	与次兵衛OS	弥三郎O											1734	1776	清右衛門、与次兵衛
34	五郎兵衛	五郎兵衛S	新治郎O	弥九郎OS	坂治郎S	弥八郎S	伊兵衛SO								1741	1766	五郎兵衛、新治郎、弥九郎、伊兵衛
35	小兵衛	武八S	小兵衛S												1768	1771	小兵衛
36	彦五郎	彦五郎S	清六S												1759	1769	彦五郎
37	森井ノ弥兵衛																
38	森井平八	吉松S													1779	1779	

注(1) 「I (大見出し)」欄には、出典史料中の「大見出しの名前」を示した。「II」以降の欄には、小見出しの名前を示した。

ただしII、III…の順は史料記載の順番に過ぎず、また複数回にわたって記載されている名前も初出時の順番にまとめて示した。

(2) 「初出」欄・「最終」欄には、その項(「大見出し」)の初出年と最終年を西暦で示した。

(3) 「長男衆一覧」欄には、表4「長男衆一覧」(1)にもみえる名前を摘記した。

(4) 名前に付した記号で、Aは「アラトウ」、Wは「脇座」、Oは「ヲトナニナル」、Sは「ソウエアツクル」を示す。

【出典】 服部神楽講文書12号：永禄12年正月服新福寺一結衆座帳

表2 結衆・長男衆初出年代一覧

年 代	結 衆 者 名	人数
16世紀後期	②モリキ、ノ道泉房、④ナカヤノ左平殿、⑦孫五郎、 ⑧大ヤノ弥七、⑨藤二郎、⑩藤四郎、⑫弥五郎、⑬又二郎、 ⑭弥九郎、⑮清三郎、⑰ヨ九郎	11
17世紀前期	⑤新三郎(抹消)、⑪宗二郎、⑯北コウヤ、⑱弥九郎小熊、 ⑲藤五郎、⑳弥十郎、㉑源七郎、㉒モリキノ宗十郎、 ㉓藤右衛門尉、㉔ニシノ口治郎、㉕平兵衛	11
17世紀後期	㉖伊兵衛、㉗九郎兵衛、㉘茂左衛門次男加兵衛、 ㉙宗右衛門シソン忠右衛門	4
18世紀前期	⑥孫三郎、⑲甚右衛門、⑳甚兵衛、㉑甚兵衛かぶ清兵衛、 ㉒南清右衛門、㉓五郎兵衛	6
18世紀後期	㉔小兵衛、㉕彦五郎、㉖森井平八	3

注(1) 本表は、出典史料中の結衆・長男衆(大見出し)を初出年代ごとに示したものである。

(2) 結衆者名の前の○数字は、大見出しの記載順を示す。

【出典】 服部神楽講文書12号：永禄12年正月服新福寺一結衆座帳

ことであるが、服部村宮座で「受領成」がおこなわれていた。<sup>(28)</sup>この受領成の費用は米「五舁」で、その代銀が「式匁七分五厘(厘)」であった。この受領成の記載からみても、「往古より有来候ことく」「所之法度」を保持していたのは、長男衆であるといえよう。

それでは、「新儀官途成」をおこなう「所之背法度非例之族申者」とは何者であろうか。それを示唆するのが、第一にあげた点である。支配関係の文書であるから命令の受取者が庄屋・年寄・百姓中であるというのは、当然のように思われる。しかし前述したように、官途成を運営・

規制しているのは、長男衆なのである。したがって官途成に関する領主の命令は、長男衆にむけられるはずである。それが庄屋・年寄・百姓中にだされているということは、「新儀官途成」をしている者が長男衆以外の村落民であることを示唆している。文書のなかに「其村落諸百姓衆官途之事」という文言があることは、それを裏付けている。

このことから、長男衆と非座衆の村落民との間に官途成をめぐるの軋轢があったことがわかる。官途成によって得られる官途名は、長男衆と非座衆とを明確に区分する、もともと顕著な身分標識である。中近世移行期にこのような身分標識を堅持する存在については、一般的に年寄衆・座衆身分がみられる。服部村においては、長男衆がこの年寄衆・座衆身分に相当する。<sup>(29)</sup>したがってこの身分標識をめぐる対立とは、本質的には長男衆と非座衆とを差別する村落内身分そのものに対する、非座衆村落民の異議申し立てなのである。

この新儀官途成を規制した文書がだされた一六一八(元和四)年の八年後に、「拾六人」長男衆の呼称が出現したのである。もはや長男衆が「拾六人」と自称した意図は容易に察せられよう。長男衆は、非座衆を排除する姿勢を明確にするために、「拾六人」を自称したのである。

しかし事態は、非座衆を排除するだけでは収まらなかった。

前掲史料D・永禄一二年正月服新福寺一結衆座帳の小見出しの名前に「マツリ」だけではなく、「アラトウ」、「脇座」、「ヲトナニナル」、「ソウエアツクル」など諸種の事柄が記されている。表1の小見出しの名前の欄をみてみたい。ここに付したA、W、O、Sという記号は、それぞれ「アラトウ」、「脇座」、「ヲトナニナル」、「ソウエアツクル」という記載がその名前に付されていることを示したものである。

表3は、この「アラトウ」及び「脇座」という記載のある小見出しの名前が各時代にどれほどの頻度でみられたかをまとめたものである。ここではまず「アラトウ」に注目したい。

「アラトウ」とは、「新頭」（「新当」）すなわち新しく頭役を勤めた者をさすものと思われる。この「アラトウ」が、これまで入座実績のない家の新規入座の頭人なのか、それとも座を休んでいた者の復帰なのかは、これだけでは区別がつかない。そこで表3をみてみたい。この表によると「アラトウ」は一六世紀後期から一七世紀後期までみられる。そして一七世紀が一〇〇～一一％なのに対して、一六世紀は三〇％にのぼるのである。この比率の高さからみて、「アラトウ」の多くが座の復帰者であると考えることは不自然であろう。「アラトウ」の大部分は、非座衆の家からでた頭人だったのでなかろうか。

このことを裏付けるのは、「脇座」である。「脇座」は本座に対するもので、格下の座である。「脇座」の成員は、本座の者より身分が低く、座に新規加入した者と思われる。表3によると「脇座」は、一六世紀後期のみみられ、その比率は三三％にのぼる。そして前述したように同時期の「アラトウ」も三〇％なのである。ここから、「アラトウ」の者が「脇座」を構成していたと考えられる。永禄一二年正月服新福寺一結衆座帳をみると、一六世紀後期の「アラトウ」勤仕者のほとんどに「脇座」の記載がみられるのである。

以上の点から、この時期、長男衆と非座衆の村落民との対立と、非座衆の村落民による入座攻勢という、二つの動向があったことがわかる。これに対して長男衆は、長男衆「拾六人」として長男衆と非座衆との差別を明確にする姿勢をとるとともに、宮座に脇座を設ける形で非座衆の入座を一定程度許容するという懐柔策もとらざるをえなかったのである。ところでもう一度、表3をみてみよう。脇座は、一六世紀後期のみで一七世紀以降にはまったくみられないことに注意したい。これは、脇座というシステムが一七世紀以降には存在しなかったことを意味する。その一方アラトウは一七世紀にも、一〇〇～一一％の比率ではあるが、継続して存在しているのである。脇座という新入座者吸収のシステムが消滅

表3 アラトウ・脇座一覧

年 代	全項目数	アラトウ	アラトウの比率	脇 座	脇座の比率
16世紀後期	46	14	30%	15	33%
17世紀前期	65	7	11	0	0
17世紀後期	70	7	10	0	0
18世紀前期	56	0	0	0	0
18世紀後期	39	0	0	0	0
全 期 間	276	28	10%	15	5%

注(1)「全項目数」には、出典史料中の小項目の数を示した。同一人が複数回、頭役などを勤仕しているので、祭祀等勤仕者の延べ人数に相当する。

(2)「アラトウ」・「脇座」には、それぞれが記載された小項目の数を示した。

(3)「アラトウの比率」・「脇座の比率」には当該年代の「全項目数」に対するアラトウ及び脇座それぞれの比率を示した。アラトウ・脇座記載は1人につき一回なのに対して、全項目数は勤仕者の延べ人数であるので、これらの数値は実際の比率よりやや低めとなる。

【出典】 服部神楽講文書12号：永禄12年正月服新福寺一結衆座帳

した後にもアラトウがいるという事態を、どうみたらよいのだろうか。

そこで、表4をみてみたい。表4(1)～(3)は、元禄五年九月二日御供次第付り結衆汰帳(六一号)などをもとに、一六九二(元禄五)年以降の各年の長男衆についてまとめたものである。そのうち表4(1)・(2)には、各年の長男衆全員が表示してある。この表4(1)の人数の合計欄をみてみると、当初は二四や二五などの数字が目立つ。一七世紀末期から一八世紀初頭の長男衆は、だいたい二四人から二五人であったのである。

【史料G】(寛永二十二年＝一六四四年)

長男衆廿四人ニ究り申候へ共、他所江参候て廿四人ニたり不申候

ハ、末ノ衆営人可申候、若他所より罷帰役儀調候ハ、末ニ営人  
申候人やすみ可申候、長男惣中談合申、如此ニ候、已上

寛永廿老年  
申九月十四日

久善  
中谷  
左近  
惣中

【史料H】

一ヨミヤサノ入用老斗三舛五合、但餅米・酒五舛也、酒ノ代米八舛  
納舛おとな衆廿四人ニ究り申候へとも、他所へ参候て廿四人ニたり  
不申候ハ、すゑの衆いとなみ入申候、若他所へ罷帰りやくき調候  
ハ、すゑにいとなみ入申候人やすみ可申候、おとな惣中談合申如  
此候、以上

寛永廿老年  
申九月十四日

久善（略押）  
左近（花押）  
惣中

【史料I】（正保二年＝一六四五年）

一ヲトナ衆式拾五人ニキワマリ申候、シカレハ、ソノウチ甚介殿・  
長七郎殿御カエリソロハ、アトニキトナミ申候モノ、ウエノカ  
ケマウスマテ不出、マチマウスヘクソ口事

正保式年西ノ九月十二日

一七世紀中期の史料G～Iには、「長男衆廿四人ニ究り申候」または  
「ヲトナ衆式拾五人ニキワマリ申候」と記されている。<sup>30</sup>ここから既に一  
七世紀中期には長男衆は、一六人から二四～二五人に増加していること  
がわかる。そして表4でみたように、その後も二四～二五人のレベルを  
維持していたのである。

このことは、史料G～Iに「長男衆廿四人ニ究り申候」・「ヲトナ衆式  
拾五人ニキワマリ申候」と記されていたように、一七世紀中期には長男  
衆一六人体制から長男衆が「廿四人」または「式拾五人」の体制へと移  
行したことを意味する。以下、これを「長男衆二四人体制」と呼ぶこと  
にする。

長男衆二四人体制の背景には、前述したようにアラトウが継続してい  
る一方、脇座を廃止したという事情があったことは、もはや明らかであ  
ろう。脇座に入座していたアラトウも、長男衆に組み込まれたのである。  
それでは、アラトウは古来からの長男衆とまったく同等な立場を勝ち  
得たのであろうか。そこで史料G～Iをもう一度みてみると、

他所<sup>江</sup>参候て廿四人ニたり不申候ハ、末ノ衆営人可申候、若他所  
より罷帰役儀調候ハ、末ニ営人申候人やすみ可申候

という記述があることに気づく。ここから次の二点が確認できる。

第一点は、長男衆の正規のメンバーが他所へ移った折に限って、「末  
ノ衆」は入座することができるとのことである。新参者の入座はいつ  
でも可能なわけではなく、欠員ができた場合に限定されていたのである。  
第二点は、長男衆の正規のメンバーが帰参した場合、「末ノ衆」は「座  
を休む」すなわち退座させられたことである。新参者は、あくまでも補  
充要員として扱われたのである。

このような規定は、実際に実行されていた。史料Hでは、正規の長男  
衆である甚介殿・長七郎殿が帰参した場合、末衆は「ウエノカケマウス  
マテ不出」すなわち新たな欠員が生じるまで退座していなければならな  
いとしている。表4(1)でも、たとえば七番の佐次兵衛が一七〇六年に七  
老で退座（多分死亡したのであろう）し翌年に子息と思われる佐次兵衛  
が二三老で入座している一方、二七番の藤五郎は一七〇六年に二四老に  
据え置かれたまま退座しているのである。また藤五郎よりもあとに入座  
した二八番太郎兵衛は、藤五郎を飛び越していきなり二一老になってお





表4 長男衆一覧(3)

No	名前 西暦・年号	54	48	38	36	31	45	12	59	4	23	13	77	42	62	11	72	16	20	69	66	61	13	82	79	57	85	46	83	86	79	87	81	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	58	98	99	30	100	101	102	103	備考	出典									
		名 前	教 後	清 右 衛 門	与 平 次	弥 七 郎	清 兵 衛	彦 右 衛 門	甚 右 衛 門	佐 次 兵 衛	教 秋 ◎	五 郎 兵 衛	彦 五 郎	甚 兵 衛	玄 哲	弥 九 郎	新 右 衛 門	弥 兵 衛	与 次 兵 衛	小 兵 衛	伊 兵 衛	清 六	弥 八	平 八	甚 兵 衛	佐 次 郎	武 八	清 八	清 太 郎	佐 太 郎	勘 次 郎	弥 三 郎	乙 次 郎	乙 次 郎	五 郎 助	彦 六	李 左 衛 門	藤 兵 衛	佐 七	藤 吉	喜 市	清 助	真 淨	惣 左 衛 門	清 七	周 藏	庄 七	彦 七	平 治	宗 治 郎	嘉 市			武 兵 衛								
1737	元文2	1	2	3	4	5	6																																														算用帳の署判(六人衆)・署判順は表(2)同年上位6人に同じ	110号:元文元年11月5日新福寺算用帳								
1738	元文3	1	2	3	4	5	6																																																	同上	111号:元文2年11月5日新福寺算用帳					
1740	元文5		1	2		4	5	3	6																																																同上	114号:元文4年11月5日新福寺算用帳				
1741	寛保1			2		4	5	3	6	1																																														同上	115号:元文5年11月5日新福寺算用帳					
1743	寛保3					3	4	2	5	1	6																																														同上	116号:寛保2年11月5日新福寺算用帳				
1744	寛保4					3	4	2	5	1	6																																														同上	117号:寛保3年11月5日新福寺算用帳				
1745	延享2					3		2	4	1	5	6																																												同上	118号:延享元年11月5日新福寺算用帳					
1746	延享3					3		2	4	1	5	6																																													同上	119号:延享2年11月5日新福寺算用帳				
1747	延享4					2		1	3		4	5	6																																													同上	120号:延享3年11月5日新福寺算用帳			
1773	安永2					5		3					1	2	4	6																																									「宮座早(総)代」(六人衆)・署判順は表(2)同年上位6人に同じ	139号:安永2年11月5日堂畑定預り証文				
1774	安永3					4		2					1	3	5	6																																									「座中拾式人衆内六人衆一老支配」・署判順は表(2)同年上位6人に同じ	141号:安永3年3月服部村新福寺付近絵図奥書				
1775	安永4			20	13	4		2					1	3	5	6	7	8	9	10	11	12	14	15	16	17	18	19	21	22	23	24	25																												「宮座中貳拾六人連印」・署判順は表(2)同年と14番以降が相違。( )数字はその順番。(無)は表2同年にないことを示す	143号:安永4年9月18日宮座中申合条々一札
1789	寛政1																																																							「立田座拾式軒」	154号:寛政元年6月服部村百姓立田座十二軒惣代返答書					
1816	文化13			7				8			10		9																																											「座衆」「神講」「入帳」	155号:文化13年正月26日龍田座二付当村座衆講					
1818	文政1			4				6			9		8																																											「惣座中」	157号:文化15年正月座中頼母子掛銭帳					
1820	文政3							○			○		○																																											宛名「其(御)衆中」14人	159号:文政3年3月田地譲り渡し証文					
1820	文政3																																																							「拾式軒株講出衆中」	160号:文政3年4月3日十二軒株講田小作証文					
1820	文政3			2				3			7		5																																											「拾式軒株連印」(署判順)	162号:文政3年4月3日十二軒株連印定書					

注(1) 「長男衆一覧」(1)の注(1)~(4)に同じ。

(2) 「No」欄の数字は、「長男衆一覧」(1)(2)「No」欄の数字と連動している。

り、その後も順調に昇格している。

この藤五郎の事例から、さらに第三の問題があることがわかる。すなわち、新参者は何年たっても臈次を上げてもらえないという差別待遇があったのである。表4(1)には、藤五郎以外にも二四番善太郎、二五番又太郎、三九番三四郎、四一番長吉など、低い臈次のまま比較的短期間で退座している者が何人もみられる。この者たちがすべて新参者であるとは断言できないが、差別的な待遇があることは明らかである。

一七世紀中期における長男衆二四人体制は、新参者を表面的には同じ長男衆として受け入れたことよって形成した。これは、それ以前の「拾六人」体制時に新参者を臈座という形で明確に差別したことに対する、村方・非座衆の反発があったからなのであろう。

しかし新参者の長男衆に対しては、実際には単なる補充要員としての待遇しか与えなかった。臈座という露骨な形の差別を撤回するかわりに、長男衆内部で末衆という形の宮座内差別をおこなったのである。このため、表面的には長男衆と村方・非座衆との対立は緩和したようであるが、実際には長男衆による身分差別が長期に渡り温存されることになったものと思われる。

表4(1)・(2)をもう一度みてみよう。長男衆の人数は、当初の二四〜五人から二三、二〇と漸減し一七〜八のレベルまでになっていることがわかる。これは、村方・非座衆からの反発とそれへの対応から二四人体制になったものの、新参者を末衆として表面上取り込みつつ、実は少しずつ排除していったことを示している。そしてこの一七〜八人というのは、もとの一六人体制に近い数字なのである。

このことは、「アマトウ」の消長と関連している。また表3をみてみよう。アマトウは一七世紀でもみられたが、数は一六世紀より半減していた。そして一六九五(元禄八)年の藤五郎(二二号文書)を最後にアマトウは消滅した。アマトウの消滅とはすなわち、新規の頭役負担制度

の停止であり、非座衆の「アマトウ」入座ルートを閉鎖したことを意味している。長男衆を漸減させた原因のひとつにアマトウの廃止があったものといえよう。

このように長男衆の数が漸減し再び一六人に近い数に戻っていることは、長男衆と村方・非座衆との差別構造が少なくとも一八世紀まで水面下で維持されていたことを意味する。二四人長男衆の内の末衆という形での懐柔策は、両者の対立を解消させたのではなくて、身分差別をみえにくい形にかえただけであつたといえよう。

以上のような結果・長男衆と非座衆との確執には、宮座における村落財政の変動という経済的な背景があつたものと思われる。中近世移行期、検地による神田への課税などへの対応として、村落財政を維持するため、宮座は非座衆にも家役などを課した。この家役の負担を基盤として、非座衆の発言権が増大していくという状況が、一般的にはみられる(前掲注29蘭部著書など)。服部村における、このような村落財政上の問題については、今後の課題としたい。

### (3) 変質の意義

#### ① 宮座の家格制と家株

結果から長男衆への移行。それは、一六人または二四人長男衆というような、村落内身分差別をめぐる場当たり的な対応だけだったのであろうか。それでは、なにゆえに「結果」から「長男衆」へと呼称が変わったのであろうか。

注意すべきことは、「おとな」のありかたである。結果における「長人」(おとな)は、結果の中の臈次の高い者の呼称であつた。ところが、「長男(衆)」は宮座組織の総称であり、座の構成員すべてが「おとな」なのである。これはどういふことなのだろうか。

前述したように、「長男」は確かに「ヲトナ」のことであつた。しか

し、一六八五（貞享二）年の長男衆の算用状に次のような記載がみえる。<sup>31</sup>

一 拾七匁五分 長右衛門の伊兵衛長男下行

これは、長右衛門から伊兵衛の長男すなわち「長子」に銀が渡された意味にとれる。そうであれば、この「長男」の語は「長子」または「嫡子」の意味で使われたことになる。ただ「下行」という文言の存在や一六八九（元禄二）年の同じく算用帳<sup>32</sup>に

一 廿老匁 米五斗代 長男下行 弥兵衛の

という表現があることから、「伊兵衛」長男が絶対「長男衆」を意味したのではないとはいきれない。

そこで、もうひとつ事例をあげたい。さきほどから何度も用いている永禄一二年正月服新福寺一結衆座帳における加兵衛の項目の前半部分は、次のように記されているのである。

【史料J】

茂左衛門自男  
加兵衛

延寶二年寅ノ九月十三日

マツリ イトナミ ソウヘアツクル 加兵へ

同日

マツリ キンヂ 代納五斗出シ ヲトナニナル 加兵衛

この記載から、ふたつのが導かれる。まず注目したいのは、「ヲトナ」「長男」の記載がある文書に「次男」と書かれていることである。「次男」は第二子の意味以外にはとりようがなく、また次男とともに用いる言葉としての「長男」は「第一子」を必然的に意味せざるをえない。したがってこの文書のなかで「長男」は、「ヲトナ」の意とともに、潜在的に「長子」の意味も担わされていることになる。少なくともこの文書のなかでは、「長男」は「おとな」と「長子」の両義をもつ言葉なのである。

もうひとつは、なぜこの加兵衛だけが茂左衛門の「次男」であると注

記されたのかということである。もちろん、事実として加兵衛が茂左衛門の次男であったろうことは疑う必要はない。問題はなぜ加兵衛だけにこの注記があるのかということである。このような注記は、そのありかたが通例でないことから付されるものである。このことは、一六七四（延宝二）年の段階で、親から座を引き継ぐ者は「長男」（長子）であるのが通例で、加兵衛のように次男が継承するのは異例であったことを意味する。そうであれば、少なくとも一七世紀後期には「長男」（長子）または「嫡子」が座を継承する慣行が成立していたことになる。

前述したとおり、宮座の総称として「長男衆」という言葉が用いられたのは、一六二六（寛永三）年（史料C）であった。この加兵衛の事例よりも約半世紀はやい。長子・嫡子による座継承慣行は、はたして一七世紀前期にさかのぼるのであろうか。

そこで注目したいのが、永禄一二年正月服新福寺一結衆座帳における「ソウエアツクル」記載である。この「ソウエアツクル」とは、別に「惣ヘアツクル」という表現があるように、座を一時「おとな惣中」（長男衆）へ預けることである。この「ソウエアツクル」記載は、表1のなかで「S」という記号で示してある。そこで表1をみるとほとんどの項目で一回か二回はこの記載があることがわかる。表1の小見出し名前は同一名複数の場合は表示を省略しているので、実際の記載数はもっと多い。そこで、表5をみてみよう。「ソウエアツクル」記載は全項目の四一%にのぼり、年代的にも一六世紀後期から一八世紀後期までまんべんなく記載がある。

これだけ頻繁に「惣へ預ける」のは、なぜだろうか。これを直接知りうる史料上の徴証はないが、座の継承に際して支障がある際に一時的に惣へ預けたものと一般的には推測できよう。さきに史料G-Iでみたように、正規の長男衆であれば、座を離れてもまた戻ってくるのが可能であった。それでは、その支障とは何か。註(26)でふれ、また後掲史料

表5 惣預け一覧

年 代	全項目数	惣預け数	惣預けの比率
16世紀後期	46	7	16%
17世紀前期	65	24	37
17世紀後期	70	30	43
18世紀前期	56	33	59
18世紀後期	39	20	51
全 期 間	276	114	41%

注(1)「全項目数」には、出典史料中の小項目の数を示した。同一人が複数回、頭役などを勤仕しているの  
で、祭祀等勤仕者の延べ人数に相当する。

(2)「惣預け数」欄には、「ソウ(惣) エアツクル」記載のある小項目の数を示した。これ以外にも単に「アツクル」と記されたものなどが若干あるが、参入していない。

(3)「惣預けの比率」欄には当該年代の「全項目数」に対する惣預け記載の比率を示した。

【出典】 服部神楽講文書12号：永禄12年正月服新福寺一結衆座帳

Kにみるように、病氣・出家・他家奉公などの「差合」もそのひとつであろう。しかし史料Kの善右衛門の場合には、わざわざ文書を作成しているのである。これはその後の規範となるべき先例的な事例だったからなのかもしれないが、やはり「ソウエアツクル」記載の一般的な背景となるものとは言い難いのではないだろうか。そこで考えてみたいのは、「長男」(長子・嫡子)継承との関連である。正統的な座の継承者である「長男」(長子・嫡子)に恵まれない場合に一時、座を惣へ預けたのではないだろうか。多くの「ソウエアツクル」記載の背景には、「長男」(長子・嫡子)による座の継承という条件があったのではないだろうか。「ソウエアツクル」記載の初見は、一五七九(天正七)年(大ヤノ弥七と清三郎)である。このころに「長男」(長子・嫡子)による座の継承慣行がおこなわれはじめ、それが「長男衆」が形成する下地となっていたと思われる。

このように「長男」(長子・嫡子)による座の継承慣行を起点として結衆から長男衆へ移行したのだとすると、このことは、宮座及び宮座座

衆各人にとってどのような意味をもっていたのであろうか。そこで、史料Kに注目したい。

【史料K】<sup>33)</sup>

□服部村長男結衆之内、善右衛門法名正圓、頃日身躰おとろへ、はちをひらき被申二付、座拝<sup>江</sup>遠慮可申<sup>与</sup>理り被申候、就其、中間

相談致シ候、段々以後ハ身躰をとろへ、はちをひらき申歟、又ハ奉公ヲ致シ、主人を頼申もの、或ハ見苦敷病人ニ成り候ハ、座拝<sup>江</sup>遠慮可被申事、乍去、祝言ひろめ、九月十一日ノ餅つき、宮座ノ餅御供わけ、右之分膳おくり可申事

一はちをひらき申歟、又ハ奉公致シ申歟、又ハ見苦敷病人ハ、座拝<sup>江</sup>遠慮可被申候、勿論かミ六人ハはつれ平并廿四人ノ結衆ハちか  
い中間敷候事

一正圓儀かミ六人之内三老にて候へ共、右之理り故、遠慮被申二付、其次ニさし、正圓ハひらなミノ結衆ニ入置申候事

右之通、相談として為後代相定者也

元禄五年 一老 森井  
申霜月八日 玄秀(花押)

二老 善弥(花押)  
惣中

この文書によると、一六九二(元禄五)年当時、長男衆には「かミ六人」と「ひらなミノ結衆」という区分があった。「かミ六人之内三老」という表現からすると、臈次の高い者すなわち一老から六老までの者が「かミ六人」と思われる。さきに史料Cとの関連で若干ふれたが、上六人は「六人衆」ともい、長男衆の算用などを差配するなど長男衆を統括代表する存在であった。一方、「ひらなミノ結衆」は史料Jの別な箇所「平并廿四人ノ結衆」ともよばれているが、この年の長男衆は二五

人なので(表4(1))、実際には二五人から六人を差し引いた一九人、藤次でいえば七老から二五老の長男衆が「ひらなミ」なのである。

それでは、なぜ上位六人とそれ以下の長男衆を「上」「平並」というように区別したのであるか。それは表4(1)・(2)を通覧すると、よくわかる。表4における長男衆の中には、さきにみた藤五郎のように二〇老前後で低迷している末衆以外にも、一〇老代の藤次や六老以前で退座している者が数多くみられる。六老以前の八老・九老で退座している者は死亡によりやむなく退座した者も少なくないであろうが、一〇老代の藤次で退座している者の多くは、上六老に昇格できない者であった可能性が高い。これは、末衆を差別するのみならず、もともと長男衆の中でも上六人に昇格できる者とはそうではない者との区別があったことを示している。上六人に対して、それ以外の長男衆をことさらに「平並」と命名した意図は、こうした差別を明確にすることにあったものと思われる。こうした内部差別は、藤次階梯的な秩序が十全に機能している場合には本来的にはおこらないはずのものである。さらに座衆個人それぞれの事情にだけ依拠して藤次階梯が営まれるのであれば、藤次の上下の区別に加えて、こうした差別的な秩序をことさらに設ける意味はない。藤次階梯的な秩序に加えて、上六人・平並という差別を設けたのは、座衆の背景に座衆の家の存在があることによるのではなからうか。

長男衆がそれぞれの座衆の家の代表として入座するシステムをとるということは、宮座が座衆の家を単位とする組織になったことを意味する。そしてその家の格に基づいて、藤次階梯の運営に差別的な扱いが行われるようになる。この家の格は、諸々の要素すなわち家産の多寡、その村落に定着している期間、荘園諸職の就任などにより、中世を通じて醸成されてきた各家に対する社会的な評価に基づくものである。宮座が家を単位とする組織になった際に、このような家に対する評価基準が家格として宮座内部に持ち込まれたものと思われる。

本来は非座衆の家の者である末衆は、全くの補充要員の形で扱われ、藤次も最末端のまままで正規の長男衆が帰座すれば座から排除される。正規の長男衆のなかにも上六人に昇格することが困難、いや事実上認められない家がある。その上位に、本人が短命でさえなければ、上六人となることのできる長男衆の家がある。このような身分秩序は、まさに家格制にほかならない。このことは、長男衆という宮座組織が家格制を維持する権威機構であることを如実に示している。

宮座が家を単位とする組織にかわり、宮座がそれぞれの家格を決定しその秩序を規制して権威づける組織となったことにより、結衆から長男衆へと移行したのである。

ここでもう一度、表5をみてみる。「ソウエアツクル」記載は、一六世紀後期の一六%から、一七世紀前期三七%、一七世紀後期四三%、そして一八世紀前期五九%と次第にその比率を高くしているのである。一八世紀後期には五一%とやや下がるが、それでも五〇%を超す高率である。このように「ソウエアツクル」記載が時がたつにつれ増えていくのは、宮座組織による家格制秩序維持の規制が強化されていったことを意味していると思われる。

表6をみてみたい。これは、永禄一二年正月服新福寺一結衆座帳にみえる女性の長男衆をまとめたものである。事例はお七・お六・傳子の三人・五例で、年代はいずれも一七世紀前期であ

表6 女性の長男衆一覧

年代	名前	記事	大見出しの名前
1630(寛永7)	お七	マツリ キンシ ソウエアツクル	弥九郎小熊
1632(寛永9)	お七	マツリ キンシ ヲトナニナル	弥九郎小熊
1642(寛永19)	お六	マツリ アラトウ キトナミ	藤五郎
1646(正保3)	お六	マツリ キンシ ヲトナニナル	藤五郎
1649(慶安2)	傳子	マツリ キンシ ヲトナニナル	弥九郎小熊

注(1) 記事の日付は、いずれも9月13日である。

【出典】 服部神楽講文書12号：永禄12年正月服新福寺一結衆座帳

る。この時期にわずかではあれ女性の長男衆がいたことじたい注目すべきことであるが、ここでは一六四九（慶安二）年を最後に女性の長男衆が消滅した点に着目したい。この時期を最後に女性の長男衆がいなくなったのは、やはり「長男」（長子・嫡子）による座の継承慣行が成立し、家格制が形成・深化していったためであると思われる。村落社会一般において女子の家継承そのものは否定されなかったとしても、前述したように「差合」を強く忌避する宮座においては女子による座の継承は厳しく制限されていたのであろう。このように長男衆における家格制維持の姿勢は、時がたつにつれ深まり、強化されたのである。

このような宮座による家格制規制強化のはてに登場したのが、「座株（家株）」である。永禄二二年正月服新福寺一結衆座帳の一七四六（延享三）年平七の項（大見出しは平兵衛）には、

延享三寅年九月十三日（ナ脱）  
マツリ キンシ ヲトニナル 平七

但平兵衛かぶゆする 小兵衛

とある。また同じ文書の一七三〇（享保一五）年清兵衛（大見出し名）には、

甚兵衛かぶ  
清兵衛

と書かれている。

このように一八世紀前期には、長男衆のメンバーシップが「某の株」という形で座株となったのである。そしてこれは、一九世紀前期の文書に「家株」という表現があるように、長男衆の家の株だったのである。

家格制の行き着く先が、長男衆の座の家株だったのである。

## ② 宮座の社会的機能の変質

結果から長男衆への移行は、宮座の結衆原理のみではなく、宮座のもつ社会的機能にも変化があった。

### 【史料L】<sup>36</sup>

（端裏書）「ハクチノアンモン」

禁制 博奕条々之事

一於博奕沙汰可為三里之置、雖然、不應成敗於仁鉢者、地主事申分、  
自地主家可被放事

一於知咭輩者、設雖為博奕人数、取三里棟別一貫文可為勸賞事  
右博奕之旨、所定如件

ハトリ  
永正六年己三月廿六日 淨真 在判

イヲ中  
道法 在判  
タンコ  
寛 在判

一五〇九（永正六）年、服部の結衆は、五百井・丹後とともに三里として博奕を禁制した。中世の宮座組織である結衆には、このような政治的・法的な規制をおこなう機能があった。

もう一点、生産活動に関して、次の史料に注目したい。

### 【史料M】<sup>37</sup>

一マメノハ、ナ、タイコン、ヲチホ、サ、キノハ、エントウ、タリ  
ヤウニテトリタレトモ、ミサトエ入ヘカラス

此タクキ、ケカシタラントモカラハ、百文ツ、ノトカニヲトシテ、  
ソノハウノ三ヶ所ノサタ人トシテヲトシ、サトノ二テ、キフク  
トリツメ、サタニンエトラスヘシ、萬一サタ人フサタ候ハ、サ  
タ人ヲ百文ノトカニヲトシ、三ヶ所ヘメサルヘキ、サタメヲカ、  
ル物也

明應七年 戊午十月八日

これも三里による規制であるが、三里三ヶ所では「マメノハ、ナ、タイコン、ヲチホ、サ、キノハ、エントウ」の類を栽培したり、他所から持ち込むことを禁じている。この禁制には何らかの宗教的な理由がある

と思われるが、注目すべきなのは、これが神田などの限定された田地ではなく、三里三ヶ所全体にむけられた規定だという点である。これは、三里が生産活動全般に関する指導権をもっていたことを示唆するものである。そしてこれが、三里の一員である服部の結衆が有していた権限でもあることはいままでもない。

以上のように中世宮座の結衆には、政治的・法的・経済的な諸機能があり、それらをもって村落全般を統括していたことがうかがえる。

それでは、近世の長男衆はどうであつたらうか。近世の長男衆においても、博奕の禁制がみられる。史料Nをみてみよう。

【史料N】<sup>(38)</sup>

〔<sup>(包紙)</sup>安永四未九月十八日ニ宮座中相談之上相定候

連印一札巻通入 服部村 宮座中〕

宮座中申合之事

一博奕勝負并宿一切致間敷

一宮座中何角悪吏出来不仕候様、互ニ無遠慮氣を附、吟味合可致事  
一座中之内実子無之候而、養子致候ハ、里之筋目得と聞札、氏能  
人之子を養子ニ可致候、尤養子不所存ニ而身持悪敷、博奕勝負致  
候ハ、早速里元江相返シ可申候、勿論実子ニ而も身持悪敷、博  
奕勝負致候ハ、其家名跡相續致させ申間敷候、中老之人ニ而も、  
右躰之儀有之候ハ、宮座刻可申候事

右之通、宮座不残相談之上、相定申候、無相透相慎可申候、為其座  
中連印仍而如件

安永四年未九月十八日

弥九郎<sup>㊟</sup> 甚右衛門<sup>㊟</sup>  
新右衛門<sup>㊟</sup> 清兵衛<sup>㊟</sup>  
(弥九郎の紙継目印)

弥兵衛<sup>㊟</sup>

与次兵衛<sup>㊟</sup>

小兵衛<sup>㊟</sup>

伊兵衛<sup>㊟</sup>

清六<sup>㊟</sup>

弥八(花押)

平八<sup>㊟</sup>

甚兵衛<sup>㊟</sup>

弥七郎(花押)

佐次郎<sup>㊟</sup>

武八(略押)

清八(花押)

清太郎(花押「人ト」)

佐太郎<sup>㊟</sup>

勘次郎<sup>㊟</sup>

与平次(花押)

勘六(勘次郎と同じ印)

弥三郎(花押)

乙次郎(花押「辻」)

乙恠(花押)

宇兵衛<sup>㊟</sup>

五郎助<sup>㊟</sup>

合式拾六人

前書之通毎年九月神事出座  
之節惣連中江讀聞セ可申事

これは、一七七八(安永七)年の長男衆による博奕禁制である。この本文をよく読むと、これは宮座中(宮座の惣連中)に対する規制なのである。すなわち宮座内部にむけての自己規制であり、それ以外の社会的広がりをもつものではない。また「博奕勝負并宿一切致間敷」とある

だけで、処罰規定もない。

一方、前掲の史料しをみると、結衆の博奕禁制は、宮座衆ではない者への処罰規定もともなっているのである。成敗に従わない地主にはその家を没収するとまで規定している。同じ博奕禁制であっても、その内実に大きな違いがあるといえよう。

また史料Mでみたような、生産活動に関する機能はどうであろうか。

【史料O】<sup>39)</sup>

(表紙)  
— 元禄五年

新福寺長男中間掟書帳

申霜月 日 「

覚書

(中略)

一元禄十七申春迄堂西屋敷本帳上畑壹畝分米壹斗式舛六合新福寺名前二候へ共、上六人相談之上、銀貳百三拾五匁中間へ請取、八兵衛方へ永代もらかし申候、右之銀、新福寺算用帳へ出シ申候、為後日中間書如件

元禄十七年

申三月十二日

一老

玄秀<sup>㊦</sup>

二老

宗意<sup>㊦</sup>

甚右衛門<sup>㊦</sup>

善兵衛<sup>㊦</sup>

茂左衛門<sup>㊦</sup>

庄屋

佐次兵衛<sup>㊦</sup> (下略)

これは、長男衆が管理している田地に関する文書である。新福寺名義の堂西屋敷の上畑を長男衆六人衆が八兵衛に売っていることがわかる。近世の長男衆も、このように宮座の仏神田(宮田)に対して一定の権限

を有している。毎年の宮座の算用状には、宮田の耕作者や作徳、それにかかる租税などに関する記事がある。しかし重要なことは、長男衆が宮田以外の田地に全く関与していない点である。生産活動の面でも、宮座内部に対する規制はあっても、それ以外の社会的な広がりをもった規制を長男衆はおこなっていない。

史料Oは表紙に「掟書」とあるが、史料Nと同様に、その掟はすべて宮座の長男衆にむけられたものであり、その他の村方・非座衆を規制するものではない。結衆と比べて、長男衆のもつ機能は内向きで、かつ限定されたものとなっているのである。

このように宮座の機能が限定されてきて、長男衆に残されたものは、結局、祭祀に関する機能だけとなる。そのために、長男衆は信仰集団としての面を強く押し出して、その存在意義を示していくようになる。その傾向はいろいろな形で顕れてくるが、一例として算用帳の問題を指摘しておきたい。長男衆の帳簿は、当初、単に「算用日記」(二二号・寛文元年一〇月八日丑ノ年算用日記)や「算用状」などと称されていた。

しかし、史料Oにみられるように「新福寺算用帳」と呼ばれるようになる。実際に「新福寺算用帳」という表題をもつものは、一七二四(享保九)年(九六号文書)からである。しかし、史料Oの記載からみて、少なくとも一七〇四(元禄一七)年ごろからは、「新福寺算用帳」という呼称があったことがわかる。この「新福寺算用帳」は、新福寺そのものの収支決算ではない。あくまでも長男衆の算用帳なのである。長男衆の算用帳を「新福寺算用帳」と呼びはじめたことの背景には、新福寺と一体化することにより、村落内における長男衆のステータスを誇示または維持するという意図があったものと思われる。

家格制の維持組織としての権威を保つために、新福寺と一体化して信仰集団としての位置を明確にすることが、長男衆がこれから生き残っていく唯一の道なのであった。

③ 宮座の再編——長男衆から神楽講へ——

(1) 長男衆二人体制（一八世紀後期）

一八世紀後期にはいると、また動きがみられる。

【史料P】<sup>(40)</sup>

乍恐奉指上一札之事

一私儀今度明神牛頭天王社地ニ有之候神木之末伐り落候ニ付、宮座拾式人ノ御願被申上候ニ付、被寄召御吟味之上、蒙 御察當、私不調法之段、迷惑仕恐入候、此以後拾式人へ不相断、不法ニ神木ニ手指仕間敷候間、何卒此度心得透不調法之段、御免被成下候ハ、難有奉存候、仍而一札奉指上候、以上

明和九年

辰十一月廿八日

服部村百姓

久兵衛 印

御殿

御役人中様

※ ※ ※

【史料Q】<sup>(41)</sup>

此図ハ新福寺ノ牛頭天王明神様迄往来并境内田地に間敷相改、此通繪図ニ写、新福寺重物ニいたし置候

安永三年

午ノ三月

弥九郎

座中 甚右衛門

拾式人衆 新右衛門

内 清兵衛

六人衆 弥兵衛

一老支配 与次兵衛

いずれも一八世紀後期の文書だが、ここで注意したいのは「宮座拾式

人」や「座中拾式人衆」という記載である。

前述したように、一七世紀中期に一六人体制から二四人体制へ移行してから、長男衆は実質的には漸減していたが、それはあくまで二四人体制のなかでのことであった。それが、一八世紀後期になって、「宮座拾式人」や「座中拾式人衆」と称するに至ったのである。

このことは、座衆数漸減という事態の、単なる追認ではない。史料Qの「座中拾式人衆」は、明らかに長男衆の自称である。このことから「座中拾式人衆」は、長男衆による二人体制の宣言ともいえるべきものなのである。すなわち一八世紀後期に至って長男衆は、一六人体制から二四人体制へとかえた村方・非座衆懐柔策を撤回して、以前の一六人よりもさらに厳しい一二人へと、そのメンバーシップを限定したのである。

このことは、座外の村方・非座衆を切り離しただけではなかった。表4(2)によると、一七八〇年まで実際には一七〜一九人の長男衆がいたのである。それにもかかわらず、長男衆は二人体制を宣言したのである。これは明らかに、現に座中にいる新参者をも、本来の長男衆ではないとして切り捨てることを意図している。

こうした長男衆の姿勢は、「長男成」にもあらわれている。「長男成」とは、通常は「おとななり」すなわち村落の指導者格になるための儀礼である。ところが、近世の服部村では状況が異なる。永禄二二年正月服新福寺一結衆座帳の「ヲトナニナル」という記載は、「長男ニナル」とも表記されている。このことから、近世の服部村における「ヲトナニナル」すなわち「長男成」とは、長男衆の仲間入りをする事、つまり入座の儀礼なのである。この「長男成」に際して、四斗五升から五斗の代米（一例のみ七斗）を納入する制度があった。

表7は、永禄二二年正月服新福寺一結衆座帳にみえる長男成とその代米納入者の数などを年代ごとにまとめたものである。これによると全体として、代米納入による長男成は通常の長男成の約二割であることがわ

かる。そこで、この代米納入による長男成というシステムの意味について考えてみたい。

表8は、長男成代米納入者の詳細をまとめたものである。代米納入者は全二四人である。このなかで表4(2)の年代と合致するのが、一二番及び一四番、二四番の二二人である。この二人の座における動向をみてみると、その多くで藤次の昇格が著しく遅いことがわかる。

この点をもう少し詳しくみてみよう。藤次が早いか遅いかは相対的な問題である。そこで、比較する基準として表4の三番長右衛門の二代目をあげたい。二代目長右衛門は、一七一〇(宝永七)年に一三老で入座、二三年間座中において、一七三二(享保一七)年二老で退座している。彼は二三年間で一二老昇格しており、平均すると一、九年に一老の割で昇格していることになる。そこでこれより遅い者(「率」欄の数字が一、九より大きい者)を表8から搜すと、一二、一四、一五、一七、一八、一九、二一、二二、二四番の九名となる。このなかで一二番・八郎兵衛は、一九年间で六老、約三年で一老あがる低スピードだが、五老にまで到達しているの、例外としておく。この八郎兵衛と例外的に昇格の早い平七を除くと、入座している者残り全員(八人)がこれに該当することになる。このように、長男成代米納入者の昇格は遅い。

表7 長男成・同代米納入者の推移

年代	長男成数	代米納入者数	代米納入者比率
16世紀後期	20人	0人	0%
17世紀前期	28	4	14
17世紀後期	35	13	37
18世紀前期	25	7	28
18世紀後期	16	0	0
合計	124	24	19

注(1) 「代米納入者比率」欄は、同年代の「長男成数」における「代米納入者数」の比率を示した。

【出典】 服部神楽講文書12号：永禄12年正月服新福寺一結衆座帳

また各人の退座直前の藤次は、八郎兵衛を除くと、一二、二四老で、一〇老代の藤次三人、二〇老代の藤次五人となる。また例外的に昇格が早い平七も、一三老で終わっている。長男成代米納入者の藤次は低く、八郎兵衛以外は六人衆に遠く及ばない。

藤次昇格の遅さと最終藤次の低さという点からみて、五老にまで達している八郎兵衛を除いて、他はみな新参の座衆であろう。このことから、長男成の代米(四斗五升、五斗、七斗)は、基本的には新参者の入座料と考えられる。

八郎兵衛の場合は、以前に何らかの事情で退座していたのであろう。その退座期間が長かったためか、または退座に特別な事情があったためか、八郎兵衛は改めて代米を納入して入座したと思われる<sup>42)</sup>。

もうひとつ問題なのは、表8・一六番七助と同二〇番権兵衛の存在である。この二人は、代米を負担しているが、入座した形跡がない。このことは、前述した「末衆」に対する扱いを想起すれば、理解できる。代米納入者は、「末衆」と同じく補充要員のような扱いをうけたのではなく、かろうか。そのために代米を納入しても、欠員が生じなかったため、とうとう入座できなかったと思われる。このように代米納入制は、入座を望む非座衆にとっては、(二重の意味で)高いハードルだったといえよう。

ところで、同じように新参者に課せられたものに「アラトウ」があった。アラトウは、一七世紀にその数を減らし、一六九五(元禄八)年の藤五郎(藤右衛門尉の項)を最後に消滅した。一方、長男成代米納入制は、一六二七(寛永四)年に開始し、一七二四(享保九)年までみられた。いずれも新参者の負担であるが、前者はまがりなりにも「アラトウ」という頭役であり、神事鋪設の榮譽を担うものであった。これに対して、長男成代米納入は単なる経済的な負担に過ぎない。両者が一七世紀中期の七〇年間弱併存し得たのは、この相違からであった。そして前者がな

表 8 長男成代米納入者一覧

	年代	名前	大見出し名	納入米	長	入 座	退 座	期間	率
1	1627	少二郎	新三郎 (抹消)	四斗五升		不明			
2	1633	新蔵	藤右衛門尉	四斗五升		不明			
3	1638	庄吉	孫五郎	四斗五升		不明			
4	1638	金蔵	北コウヤ	四斗五升		不明			
5	1662	八左衛門	弥九郎小熊	五斗		不明			
6	1662	藤勝	弥十郎	五斗		不明			
7	1662	又助	源七郎	五斗		不明			
8	1666	九郎兵へ	九郎兵衛	七斗		不明			
9	1674	十助	藤右衛門尉	五斗		不明			
10	1674	加兵衛	茂左衛門次男加兵衛	五斗		不明			
11	1680	新蔵	藤五郎	五斗		不明			
12	1683	八郎兵衛	伊兵衛	五斗	10	1692年10老	1710年5老	19+	3.2
13	1684	市松	弥十郎	五斗		不明			
14	1691	善太郎	九郎兵衛	五斗	24	翌年24老	1698年22老	7	2.3
15	1692	又太郎	九郎兵衛	五斗	25	同年25老	1701年21老	11	2.2
16	1693	七助	宗右衛門子孫忠右衛門	五斗		未入座		0	
17	1695	藤五郎	藤右衛門尉	五斗	27	翌年25老	1706年24老	11	5.5
18	1710	三四郎	甚兵衛	五斗	13	翌年22老	1715年21老	5	2.5
19	1711	長吉	北コウヤ	五斗	41	1714年23老	1715年23老	2	2.0
20	1712	権兵衛	宗二郎	五斗		未入座		0	
21	1720	伊兵衛	伊兵衛	五斗	20	1721年15老	1729年12老	9	2.3
22	1721	佐太郎	甚右衛門	五斗	46	1721年20老	1741年13老	21	2.6
23	1723	平七	平兵衛	五斗	50	1723年19老	1733年13老	10	1.4
24	1724	長太郎	甚兵衛	五斗	51	1724年21老	1738年18老	15	3.8

- 注(1) 「大見出し名」欄には、該当者の出典史料中における大見出しの名前を示した。  
 (2) 「長」欄には、該当者の表4「長男衆一覧」における整理番号を示した。  
 (3) 「入座」欄には、表4における入座年と入座時の躰次を示した。  
 (4) 「入座」欄の「不明」は、表4に該当年の記載がないことを示す。  
 (5) 「退座」欄には表4における退座年と退座時の躰次を示した。  
 (6) 「期間」欄には入座から退座までの年数を示した。ただし八郎兵衛の欄に「19+」と記したのは、同人の入座期間が19年よりも長い可能性があることを意味する。  
 (7) 「率」欄には、一老昇格するための平均年数を示した。この数字が大きいほど昇格が遅いことを意味する。

【出典】 服部神楽講文書12号：永禄12年正月服新福寺一結衆座帳

くなり、後者のみとなったことは、新参者の入座に際して与えられた栄誉がなくなり、ただ経済的負担のみが残されたことになる。ここにも、長男衆の非座衆新参者に対する冷たい視線が感じられる。

そして一七二四年、長太郎（甚兵衛の項）を最後に、長男成代米納入制もおこなわれなくなった。これで、新参者の新規入座の道がほとんど閉ざされたものといえよう。非座衆・村方に対する長男衆の態度は、閉鎖的な方向に回帰していったのである。

長男衆のこうした対応には、当然のことながら、村方・非座衆との間に不穏な空気が随伴する。

【史料R】<sup>(43)</sup>

覚書

一元禄七<sup>戌</sup>年七月十七日大風ニ而大木吹たをれ、氏神御社つふれ申候、就其、御社造立仕候ニ付、銀壹貫目余之入用ニ御座候、中間ノ餘銀曾而無御座候故、光徳寺御達加銀ノ内、銀五百目借用いたし相残ル分、中間ノ借銀ニ有之候、連々作相ヲ以相済可申と存候へ共、近年不作にて中々返弁難成、就其、上六人相談いたし元禄十三辰年牛田式ケ所ノ田地銀六百七拾目ニ賣拂申候、然共、銀四百目余有之候、此残銀ハ随分相残ル作相を以、相済可申候事右之通、上六人相談にて牛田式ケ所ノ田地賣拂借銀内拂いたし候故、為後代中間書如件

元禄十三年

辰十二月廿一日

一老

玄秀<sup>印</sup>

二老

長右衛門<sup>印</sup>

甚右衛門<sup>印</sup>

善兵衛<sup>印</sup>

茂左衛門<sup>印</sup>

八郎兵衛<sup>印</sup>

庄屋

佐次兵衛<sup>印</sup>

これは、牛頭天王社修復のために借りていた銀を返済する目的で、長男衆が管理している田地を売り払うことを決定した、一七〇〇（元禄一三）年の定書である。

この文書は、「上六人相談」により決定した長男衆の意思を示したものである。ところがこれに、庄屋が連印しているのである。この庄屋佐次兵衛は、確かに長男衆の一員である（この年、八老。表4の「二番」）。しかし、この連印は長男衆としてのものではない。なぜならば、一老玄秀から六老八郎兵衛までで六人衆の連印は済んでいるからである。佐次兵衛は、庄屋として印を捺したのである。

このことは、一七〇四（元禄一七）年の前掲史料Oでも同様である。史料Oも長男衆の田地売買に関する定書であり、同じく庄屋佐次兵衛の連印がある。長男衆としては一老玄秀から五老茂左衛門の連印がある。<sup>(44)</sup>この年の佐次兵衛の藤次は七老である。六老の八郎兵衛の連印がないが、これは田地を買い取ったのが八郎兵衛だからであろう。<sup>(45)</sup>また六人衆のうち支障がある場合は残りの六人衆の署判だけですましている例（前掲の史料Cなど）があるので、佐次兵衛の連印は庄屋の立場によるものであることは明らかである。

問題は、史料O・Rいずれも「長男中間」の掟書・覚書であるという点である。これに庄屋の連印があるということは、何を意味するのであろうか。ここで問題となっている田地は、いずれも長男衆が管轄している新福寺田地である。したがって、本来これに村方の庄屋が介入することはないはずである。ましてや、これは長男衆中間の「掟書」なのである。文書のありかたからしても、本来、庄屋の署判は必要のない性質のものなのである。このように考えると、この時期になって、村方の庄屋が長男衆の田地管理に何らかの関与をするようになったとみるしかないであろう。そこで、次の史料が問題となる。

【史料S】<sup>(46)</sup>

一札之事

一薬師堂屋敷 牛頭天王之宮地座衆支配之所、拙僧数年借住仕候、右境内ニ巷間半四方之勧音堂建立仕候得共、自力ニ難成、瓦葺上ケ候事、年月送り候、然處、此度長男中助力を以、瓦葺上ケ毎年之願望成就、大悦ニ存候、明神様薬師様<sup>江</sup>為法楽建立仕候得者、薬師堂同前長男衆可為支配候、万一村方と不和ニ而我等弟子等當庵立退候共、勧音堂拙僧建立致候得者、こぼち可取など、申儀、少<sup>茂</sup>有之間敷候、為後證、一札仍而如件

元文三年<sup>戊午</sup>正月

惠称<sup>印</sup>

宮座長男中参

一七三八(元文三)年、長男衆支配の土地に建てた観音堂をめぐって住僧惠称らと村方とが対立し、退去しても観音堂を破壊するなどは決して言わないと誓って、惠称が長男中にだした一札である。これは、「牛頭天王之宮地座衆支配之所」にある、同じく「長男衆可為支配」観音堂なのである。「村方と不和」になって退去する住僧が「観音堂を破壊する」と発言することが、どうして問題となるのであろうか。

このことを整合的に理解するためには、次の二つの点を確認する必要がある。ひとつは、「長男衆支配」の土地であったとしても、もはや長男衆が独自に差配できず、村方の関与があるということである。この点は、これまでみてきたような長男衆の田地に庄屋が関与していたことと合致する。

もうひとつは、長男衆と村方とが対立しているという点である。村方と対立して退去する住僧の発言を長男衆が規制するのは、この発言が長男衆に不利に働く、逆にいえば村方に有利に働くことを危惧しているためであろう。具体的には、退去する住僧の「観音堂を破壊する」という捨てぜりふが言質となって村方に利用され、長男衆支配の観音堂がつぶ

されかねない状況があったのではなからうか。そうであれば、次の史料にある記載は、見逃せない。

【史料T】<sup>(47)</sup>

「<sup>(表紙)</sup> 明和九年

算用帳

辰霜月五日」

(中略)

「<sup>(付箋)</sup> (中略)

一銀式百目 已十一月五日さん用<sup>江</sup>書出ス

右八出入ニ付入用、宮屋へ備申候ニ奉納物、三ヶ田請弁備候」

(中略)

へ弥兵衛(中略)

七拾四匁■九り出入ニ付入用仕かへ

式口合百四拾八匁壹分六り

内四拾九匁四分廿三日渡ス(下略)

※ ※ ※

【史料U】<sup>(48)</sup>

「<sup>(表紙)</sup> 安永五年

算用帳

申十二月五日」

(中略)

ノ式百八匁式分九厘

内式百匁□

右八宮出入ニ付字いと田地甚右衛門殿へ年切ニ賣拂置申候処、西

ノ三月ニ銀子渡受辰シ申候

残八匁式分九厘過かし

史料T・Uはそれぞれ一七七二(明和九)年・一七七六(安永五)年

の長男衆の算用帳である。史料Tには「出入二付入用」という記載が二箇所ある。長男衆の「出入」すなわち紛争・訴訟に必要な費用が計上されている。そのうちのひとつは、銀二〇〇目を「出入」の費用などに充てている。もうひとつは、銀七四匁余を「出入」の費用として弥兵衛が長男衆に立て替えたことを示している。

史料Uでは、「宮出入」のため甚右衛門へ「年切二賣拂」すなわち年紀売した長男衆の「字いと田地」を銀二〇〇匁余で請け戻している。これが本銀返しであれば、この宮出入の入用額も銀二〇〇匁余であつたらう。

この「出入」・「宮出入」の相手が何者かは明示されていないし、これに該当する訴訟関係の文書も服部神楽講文書には伝来していない。したがって、この出入を直接に知る手がかりは服部神楽講文書にはない。しかし、推測は可能である。

まず、前にみた長男衆田地に対する庄屋の関与という状況や史料Sにみられるような村方との出入勃発に備えている長男衆の姿勢からみて、この(宮)出入の相手は村方である可能性が高い。

また、この(宮)出入の結末は、長男衆の敗退に終わった可能性が高い。これは、この出入関係の文書が服部神楽講文書のなかに残されていないことから推測される。

以上の二つの可能性について、有力な示唆を与えてくれるのが次の史料V・Wである。

【史料V】<sup>(49)</sup>

(包紙)

「上」

返答書奉差上候

返答書奉差上候

和芴平群郡服部村百姓

立田座十式軒之惣代

服部村百姓立田座十式軒

惣代

一先達而村方百姓御願申上候田地之儀ハ、先比十式軒御願申上候通り申訊二而御座候、然ル処、當五月二別紙之通追願仕候二付、右願之返答仕候様、被仰付候二付、奉言上候

一田地之分、半畝も不残村方へ差出候得者、立田座一向に相立不申候、其上立田座不相立候共、田地不残差出候様申候得者、願方と十式軒惣代之私共と對決被仰付可被下候

一旦又言語毎度相遠と申上候得共、何も私共二言葉之遠仕候事、終二無御座候

右之通り之訳合二而御座候故、田地之分村方へ差出可申筋ハ無御座候、右田地之儀ハ御殿之營次第如何ケ様ニも相納り候様、尚立田座相立候様、可然様被仰付可被下候ハ、難有可奉存候、以上

寛政元年

西六月

服部村百姓之内  
立田座十式軒之惣代

御殿

御役人中様

一七八九(寛政元)年、「立田座十式軒」は、「村方百姓」によって「田地之分、半畝も不残村方へ差出候」ように迫られていた。しかし、これでは「立田座一向に相立不申」ということになるので、せめて「願方と十式軒惣代之私共と對決」するのを認めてほしいと領主に嘆願しているのである。この「立田座十式軒」が二人長男衆であることは明らかである。

ここでは、長男衆のすべての田地が村方に奪われると宮座が立ち行かないと歎いている。注意すべきは村方の言い分の当否については具体的には何も言わず、ただ村方と正規の相論(「對決」)をやらせてほしいとだけ言っている点である。これは、長男衆の田地のうち若干はせめて手許に残しておきたいということであり、相当数の田地を村方に渡すこと

については既に覚悟している態度である。

このことから、村方との係争はこれ以前から続いているものであり、その情勢はもはや村方の有利を長男衆が否定できない程度にまでなってきたことがうかがえる。そして村方と相論をやらせてほしいという長男衆の言い分からすると、これまでは正規の訴訟に出されていなかったのである。たぶん内済のような形で村方有利の方向に進んでいかなかったと思われる。そこで長男衆は、正規の訴訟にもちこみ、領主の温情などにすがって少しは長男衆に有利な方向に戻そうとしたのである。

このような状況から、史料Vの十数年前の史料T・Uにみられる「出入」は、長男衆と村方との争いを指すものと思われる。そしてこの「出入」の入門は、内済かまたはそれ以前の段階でかかる経費か、正規の相論に持ち込むための準備工作費なのであろう。

それでは、この「出入」や「対決」の結果は、どうなったのであろうか。史料Vの記載だけでも明らかな感じがするが、史料Wをみてみよう。

【史料W】

(前略)

- 神田高畝歩覚
- 字ざいじ奥富村領
- 一中田壱反四畝歩 高式石壱斗
- 字沖ノ高田右同断
- 一下々田八畝四歩 高八斗壱升三合五勺
- 字同所同断
- 一下畑九畝式拾七歩 高九斗七升
- 字北との田法隆寺村領
- 一下々畑五畝歩 高四斗七升五合
- 字右同所同断
- 一下々田五畝九歩 高五斗五升七合
- 字牛田当村御寺領
- 一上田六畝式拾七歩 高壱石八斗九合

字いをど同断

一上田 高九斗四升五合

(中略)

御料 村方一同和談為取替証文之支  
御寺領

一当村氏神并御供所新福寺右寺社付修覆田地支配取斗ひ方之義二付、

御料 百姓中彼是申出故障出来候所、双方御地頭様を被為御心添、  
御寺領 何分 御料 と相分り候得共、元来一村之村方二候得ハ、穩二対談

御寺領 濟仕候様、重々御苦勞被為成下、難有可奉存候、依之双方一同得

心之上、和談相調候訳、左二書記し為取替置申候

一氏神并御供所新福寺右寺社天明年中の神事祭礼之営、其外年中萬

端之義 御料 村役人方二而取斗ひ世話致候得共、此度一同申談シ  
御寺領

之上、向後之所右寺社并右寺社付之修覆田地其外年中諸事之義、

双方村役人兩人ツ、并五人組拾壱組之内の老人宛罷出、都合十五  
人立会右支配可仕候支

但シ五人組之内、組子少々増減有之候共、右壱組之内の老人宛  
罷出可申候

一九月神事其外年中神供調進之品、毎年惣氏子之内代るく兩人  
ツ、当家玉くじ二而相定置、其人躰を取當可申事

但シ当年之当家前々二相定置、若当年之当家故障出来候ハ、  
翌年之当家之者ふり替り二而差つかへ無之様二相勤可申候事

(中略)

寛政十二年 平群郡服部村  
申閏四月 御寺領方庄屋 李左衛門 印

年寄 小兵衛 印  
同断 利兵衛 印

百姓惣代  
組頭 清九郎 印  
同断 元次郎 印  
同断 吉兵衛 印

同村御料方  
村役人中

史料Wは、一八〇〇(寛政一二)年に氏神田地などをめぐる天領方村役人と寺領(園城寺円満院領)村役人との争論を和談で収めたものである。これは、村方と長男衆の相論ではないことに注意したい。

天領・寺領双方の村役人と和談の結果は、氏神田地への支配について「双方村役人兩人ツ、并五人組拾壹組之内々各人宛罷出、都合十五人立会右支配可仕」ということであった。すなわち、氏神田地は天領・寺領村役人四人と各五人組代表一人の一人五人合議の支配下におかれているという。ここに、長男衆の姿は全くない。和談書の冒頭に、これまで新福寺算用帳にしばしばみられた田地のリストがあげられているのも、象徴的である。すなわち、村方と長男衆の相論は完全に村方の勝利に終わり、今度はその果実を天領・寺領双方の村方が争っていたわけである。したがって、前述の「出入」・「対決」の結果はやはり長男衆の敗退なのである。

村方との出入に敗れた長男衆の文書のなかには、史料Vを除いて、この争いを示すものが残されていない。しかし新福寺氏神田地は、史料Vが嘆息しているように、長男衆の生命線なのである。ふりかえれば、一七〇〇・一七〇四年に長男衆の田地に庄屋が関与していた(史料O・R)。それからほぼ一世紀。この間、長男衆の田地をめぐる、長男衆と村方との激しい綱引きがおこなわれていたのである。

ところで、史料Wには、さらに注目すべき記述がある。その記載をもう一度抜き出す。

一 氏神并御供所新福寺右社社天明年中々神事祭祀之宮、其外年中万

端之義 御料  
御寺領 村役人方ニ而取斗ひ世話致候

これによると、天明年中(一七八一〜一八九九)から氏神牛頭天王社及び新福寺の神事祭祀その他すべてを村役人が取り計らっているというのである。天明年中といえ、一七七二(明和九)年・一七七六(安永五)年の「(宮) 出入」(史料T・U)の一〇年余のちである。また一七八九(寛政元)年「立田座十式軒」の嘆願は天明年中の直後にあたる。一八世紀後期、一連の争論によって、長男衆田地のみならず、氏神牛頭天王社及び新福寺全般の主導権も、村方が掌握するようになったのである。

## (2) 神案講への転換(一九世紀前期)

ところで、服部村宮座の算用帳は、一七二四(享保九)年以来、すべて「新福寺算用帳」と題されていた<sup>(51)</sup>。それが、一七五一(寛延四)年からただ「算用帳」と題された文書があらわれる<sup>(52)</sup>。そして一七八一(天明元)年を最後に、宮座の算用帳の表題から「新福寺」の名がまったく消える。一八世紀後期に「新福寺算用帳」から単なる「算用帳」にかわったのである。

一方、牛頭天王社との関係はどうであろうか。前述の通り、中世・一五世紀初頭では、「服新福寺」の「社宮牛頭天王」とされていた<sup>(53)</sup>。牛頭天王社は、もともと新福寺に附属する施設だった。一七二四(享保九)年の文書にも、「新福寺氏神牛頭天王しや」とある<sup>(54)</sup>。近世にはいっても、新福寺が主で牛頭天王社が従という関係はかわらなかったのである。

ところが、一八世紀中期に変化がみえはじめる。前掲の史料Sをもう一度みてみよう。これには、「薬師堂屋敷 牛頭天王之宮地座衆支配之所」や「明神様薬師様」という記載がある。「薬師堂屋敷」とは、薬師如来(薬師様)を本尊とする新福寺またはその本堂をさしている。一

方、「明神様」は文脈から「牛頭天王之宮」の主神をさしているものと思われる。

まず「薬師堂屋敷」と「牛頭天王之宮地」とが併記され、いずれも「座衆支配之所」とされている。新福寺と牛頭天王社の境内を別個に並列して記していることに注意したい。さらにこの後で「明神様薬師様」と新福寺の本尊より牛頭天王社の主神を先に記しているのである。これが新福寺観音堂の住僧の言葉である点を踏まえると、この記載のありかたは従来の新福寺と牛頭天王社との関係が逆転しつつあることを示している。

これと同時に、もうひとつ注目すべき変化がおこっていた。いまいちど史料Sにもどる。前にふれた史料Sの本文中の「長男中」や宛名「宮座長男中参」が、実は服部村宮座が「長男(衆)」を称した最後の例なのである。史料Sの一七三八(元文三)年を最後に服部村宮座は長男衆という呼称を捨てたのである。

この長男衆の呼称にかわって登場したのが、「宮座」の呼称である。史料上、一八世紀以前では、服部(村)の座や結衆・長男衆を「宮座」とは呼んでいなかった。服部村の座・長男衆を宮座と称したはじめての例が、やはり史料Sなのである。史料Sの宛名「宮座長男中参」が、それである。その後、一七七二(明和九)年(史料P)や一七七五(安永四)年(史料N)の文書などにも引き続き宮座の呼称が用いられている。一八世紀後期、新福寺の長男衆から牛頭天王社の宮座へとかわっていった。そしてこの「宮座」の呼称が固定するかにみえたが、この後すぐ、一八一六(文化一三)年に「座衆講」という呼称が用いられる<sup>(55)</sup>。さらにその直後の一八二〇(文政三)年、「神楽講」の呼称がはじめて使われたのである<sup>(56)</sup>。この呼称は、これ以後一貫して用いられ、現在の神楽講(一二軒)につながっている。

一八世紀後期にはじまった新福寺の長男衆から牛頭天王社の宮座への変化は、一九世紀前期に神楽講となることに帰結した。一八世紀後期か

ら一九世紀前期にかけての長男衆再編の結果が、神楽講の成立なのである。

それでは、神楽講への転換の背景やその意味は何なのであろうか。それを解く鍵は、服部村宮座と村方との対立関係にあると思われる。そこで、史料Xをみたい。

【史料X】<sup>(57)</sup>

納亥御年貢銀受取之事

印(印文)「法隆寺村」

天保十年 庄屋武右衛門<sup>㊦</sup>

服部村拾四人組講田

高老石式斗六舛六合 百方

此銀五拾式匁式分九厘

七分式りん 初上納過り上

(割印) 壹朱壹兩

十月四日上

代六拾目六分 小兵衛<sup>㊧</sup>

拾八匁壹分

去戌年石代銀御下銀儲上

差引廿七匁六分三厘過

九人組講田へ振上

印(印文)「右皆済」

史料Xは、服部村神楽講中御年貢銀受取通帳のうち、一八三九(天保一〇)年分の受取状である。ここで注意したいのは、「服部村拾四人組講」と「九人組講」の存在である。一八二〇(文政三)年から拾四人組講が史料Xにみえだし、この一八三九(天保一〇)年にはじめて九人組講が姿をみせる。この二つの講は、一八七〇(明治三)年まで史料にみえる<sup>(58)</sup>。

表4(3)をみてみよう。この表の最下行には、文政三年四月三日十二軒株連印定書(二六二号文書)の連印者一四人を示してある。「拾式軒株連印」と称しているが、実際には一四人いるのである。これは、同表一八一八(文政元)年の欄に示した「惣座中」が一四人いるのと同じである。座株は一二株だが、株を分割するなどして一四人の長男衆が座中にあることを意味しているのであろう。したがって、「服部村拾四人組講」は、この時期の長男衆を指す「拾式軒株」や「拾式軒株講田衆中」のことである。

「拾四人組講」が本来の長男衆の座であるとすれば、「九人組講」は新しい座なのではなからうか。そこで想起したいのは、長男衆が一八世紀後期に二四人から二人へとそのメンバーシップを限定した点である。この点に、長男衆と村方が対立し、その帰結として氏神牛頭天王社・新福寺に関する主導権を村方が掌握したことを重ね合わせると、この「九人組講」は、長男衆から排除された村方の非座衆が結成した新しい座であると思われる。

服部素戔鳴神社のケイチン講は、九人組講の後身ではなからうか。ケイチン講が所蔵する最も古い文書が、寛政一二年四月明神新福寺年中宮方定書帳である(前掲注6)。ところがこれと同じ文書が庄屋であった福貴田家にも伝来しているのである。<sup>(60)</sup>

史料Wの別の箇所には、

一右寺社什物帳面箱拵置、毎年当家廻り預ケ可申候、尤箱之鍵氏神御殿之鍵并新福寺宗旨印形者、双方村役人方へ壱ヶ年替り二預り置可申候也

と記されている。そしてケイチン講の文書箱の蓋裏には、次のような記載がある。

右寛政十二年申十二月廿作り箱二入置候、以上

當村氏子中

史料Wが寛政一二年の文書であることを踏まえると、ケイチン講の文書箱が史料Wにある村方の「寺社什物帳面箱」であることがわかる。このことからケイチン講が村方の力を背景とした新座の後身であることはまず間違いないといえよう。

以上の点からみて、新座の結成と村方とは密接な関連があったことがうかがえよう。長男衆と村方の対立の結果、二座体制が成立したのである。

ところで史料上に「九人組講」がみえはじめたのは、一八三九(天保一〇)年である。しかし、「九人組講」と一對の形で用いられている本座の呼称「拾四人組講」は一八二〇(文政三)年から史料上みられる。ここから「拾四人組講」に対抗する「九人組講」は少なくとも一八二〇年には成立していたものと思われる。

注目すべきは、この一八二〇年が「神楽講」の呼称が用いられはじめた最初の年に相当する点である。これは、偶然ではなからう。二座体制の形成にともなって、神楽講の名称が使われはじめたのである。

それでは、どうして「神楽講」なのだろうか。前述したように、神楽講にかわる直前の一八世紀後期に、新福寺の長男衆から牛頭天王社の宮座へかわった。ところが服部神楽講文書には、これ以前から「宮座」という言葉がみえていたのである。

一六六一(寛文元)年をはじめとして、毎年のように長男衆の算用状には「宵宮座」や「夜宮座」についての記事がみられる。この「宵宮座」とは、何だろうか。そこで算用状のひとつをみてみよう。

【史料Y】

九月十二日  
一式匁

三里へ仕かへ

酒手

一四斗

祭いとなミノ下行

一 壹斗三舂五合 宵宮座餅米

一 八舂 酒手

一 七舂 三里ノ餅米

一 式斗 給

これは一六八三(天和三)年の算用状の一部だが、宵宮座は九月二日の行事とされている。別の算用状にも、

一 式勿五分 九月宵座ふせ 橋院へ

と記されている。<sup>(63)</sup> 前掲の史料Kにも、

九月十一日もちつき、宵宮座ノもち御供わけ

とあった。この九月一日または一二日の行事とは、通例九月三日の「マツリ」すなわち三里による龍田神社の祭祀なのである。

この後も一七六一(宝暦一一)年には「龍田明神万人講御講宮座」と呼ばれているし、慶応年間にも「龍田宮座」の呼称がみられる。<sup>(64)</sup>

このように服部村において「宮座」とは、本来、三里による龍田神社祭祀及びその祭祀組織のことを意味していた。「宮座」とは、龍田神社の三里そのものなのである。

また一七八九(寛政元)年、服部村宮座は「立田座十式軒」とも称していた。<sup>(65)</sup> 「立田座」とは、文字通り龍田神社の座という意味である。これらの点から、一八世紀後期に長男衆の呼称を捨てて「宮座」の呼称を採用したのは、龍田神社の祭祀を強く意識したものであることがわかる。このことをふまえて、「神楽講」という呼称の意味を考えたい。服部神楽講文書のなかで、龍田神社における三里の祭祀として「神楽」は登場する。前掲の史料A(二四一八年)には、龍田神社における三里の「八月ノ神楽ノ集會」について記されていた。また同じ史料Aの別の箇所には、「二季彼岸御神楽」を龍田「大明神」に奉納したことが記されている。神楽は、中世、龍田神社における三里の中核的な行事のひとつだったのである。

この三里神楽の存在は、近世にもみえる。一八五八(安政五)年の算用帳には、「かぐら料」がみられるのである。<sup>(66)</sup> この算用帳にみられる当屋の仕事にこの「かぐら料」の受取があるが、この当屋は「龍田當屋」なのである。

このように「神楽」は龍田神社・三里と服部村とをつなぐ、象徴的な行事なのである。

以上のことから「神楽講」の神楽とは、服部村宮座が五百井・丹後両村とともに三里として龍田神社でおこなう行事の名称であるといえよう。それでは、なぜ龍田神社・三里と関係の強い神楽講という名称を用いるようになったのであろうか。そこで想起したいのが「九人組講」である。前述したように二座体制は少なくとも一八二〇(文政三)年には成立していた。そして神楽講の名称が登場したのも、同年なのである。

この二座体制とは、本座・新座の融和的な関係ではない。本座は、村方・新参者を排除する。これに対して村方は反撃にでて、とうとう新福寺・牛頭天王社に対する主導権を握った。そしてこの村方の力をバックに新参者は新しい座を開いたのである。本座・新座の間に、はげしい反目関係があったであろうことは、容易に推測できる。

このような二座の反目のなかで、本座が「神楽講」の名称を名乗ったのである。前述したように農地改革以前は一二軒神楽講が立田参りをおこない、三六軒ケイチン講は立田神社とは関係していなかった。本座が神楽講を名乗ったのは、龍田社・三里八講の権威をもって、新座に対する差別を意図するものだったのではなからうか。村方に新福寺・牛頭天王社に対する主導権を握られた本座は、わずかに残された龍田神社・三里との関係を前面に押し出すことにより、新座に対する本座の祭祀組織としての優越性を誇示したのであろう。

そうであれば、村方との対立のなか、長男衆の名を捨てて、宮座や立田座を名乗ったことの背景も、神楽講転換の前史として理解できる。村

方との対立のなかで次第に追い込まれた長男衆は、龍田神社・三里との関係を唯一の拠り所として宮座や立田座を名乗り、新座ができた段階で龍田神社の祭祀そのものである「神楽」の講へと転換したのである。現在の素戔鳴神社において、龍田神社との関係が強い一軒神楽講に対して、三六軒が新福寺・牛頭天王社の祭祀である「ケイチン」という名称を講名にしているのは、この転換の痕を如実に示すものといえよう。

一八世紀後期から一九世紀前期にかけて、服部村宮座は新福寺長男衆から牛頭天王社神楽講へとかわった。最後にこの変化の意味についてふれておきたい。

村方との対立のなかで主導権を奪われた長男衆は、龍田神社・三里との関係を強く押し出した。一方、新参者は、村方の力を背景に持ちながらも、本座を開放することはできず、別に新座を結成することになった。このことは少なくとも長男衆・本座にとっては、従来からの家格差別を明確に細分化しすぎず、ある意味ではその差別をより強く固定化するものであったとさえいえるであろう。本座は自らの権威を龍田神社・三里を盾に守り抜いたのである。

その点において、新福寺長男衆から牛頭天王社神楽講への変化は、宮座の本質を変えるものではなかった。むしろその本質をあらわにしたものといえよう。牛頭天王社神楽講は、世俗的な力はなくなったものの、祭祀組織としての権威は維持したのである。長男衆から神楽講への転換は、いわば宮座の再編であったといえよう。

とはいえ、世俗的な力をもたない身分維持組織にどれほどの社会的強制力が残っているか。家格制を維持する権威機構として引き続き生き残るべく再編された服部神楽講には、もう近代の新しい風が吹きつけていたのである。

## おわりに

中世・近世村落で「長男」が「おとな」を意味していることを、以前に指摘した<sup>(67)</sup>。中近世移行期に宮座が家を単位とする身分組織に変化したことを背景として、服部(村)の「おとな」は「長人」から「長男」に変わった。服部の「長男」は、村落の指導層である「おとな」と家を代表する「長子・嫡子」と二つの意味をもつ言葉であった。このことは、中世から近世にかけての村落における「長男」を考えるうえで、示唆的である。

この「長男」によって構成された近世の服部村宮座は、宮座内外の家格差を維持する機能を果たしていた。近世村落における宮座の特質が家格制の維持にあるということも、服部村宮座でも確認できたわけである。また肥後和男氏が提唱した「株座・村座」は、この家格制に基づく近世宮座に対する指標であるということも、かつて指摘した<sup>(68)</sup>。そしてまた、「株座から村座へ」という変化は、宮座の開放や消滅を示す指標として、現在でも用いられている。

しかし、服部村宮座の事例から分かるように、宮座成員の拡充が宮座の開放であるとストリートには言い切れないのである。宮座内差別がある限り、宮座成員が増えても、また村座となっても、宮座は家格制に基づく身分差別の体制としての本質を変えたわけではない。株座から村座へという変化は、確かに座外の村落民の動向によってもたらされたものではある。しかし、外形的に村座であるというだけで宮座が開放されたとは即断するのは、危険である。このことを強調しておきたい。

以上の点を確認しつつ、今後の中世・近世宮座の個別的な事例を通して、村落における宮座組織に対する認識を深めていきたい。

註

- (1) 服部神楽講文書発見の経緯などについては、大宮守人「応永廿五年三里条々規式等について―斑鳩町服部神楽講文書の紹介として―」(奈良県立民俗博物館研究紀要)一五号、一九九七年)に詳しい。現地の詳細な状況などについては、『国立歴史民俗博物館研究報告』本集に掲載の大宮守人・大宮守友両氏の論考を参照されたい。また中世及び近世初期の服部神楽講文書は、同じく『国立歴史民俗博物館研究報告』本集に掲載した大宮守友・蘭部寿樹「服部神楽講文書」に翻刻した。またこれに収録できなかった文書については、国立歴史民俗博物館所蔵「服部神楽講文書(稿本)」(大宮守友・蘭部作成)に翻刻されている。本論文で同文書を引用する際には、翻刻稿本の文書番号と文書名を示す。なおこの稿本は、「服部神楽講文書番号新旧対照表」で文書整理番号を参照することにより、国立歴史民俗博物館所蔵「服部神楽講文書」写真帳と照合することができる。
- (2) 以下に述べる服部の支配関係は、斑鳩町史編纂委員会編『斑鳩町史』本編(斑鳩町、一九七九年、二一八―二三三、三二一―三二八頁)、『角川日本地名大辞典』九 奈良県(角川書店、一九九〇年、八九四頁)、『日本歴史地名大系』三〇 奈良県の地名(平凡社、一九八一年、七三―四頁)などに基づく。
- (3) 一号・応永二年八月新福寺縁起など。
- (4) 寛文四年一月六日服部村長養子定書、一二号・永禄二年正月服新福寺一結衆座帳所収。
- (5) 三里八講及び五百井(村)の研究は、五百井の大方家文書を素材として積み重ねられてきた。ここで、その文献を紹介しておく。
- ① 朝倉弘「戦国期惣結合の動向について」、『日本歴史』二〇六号、一九六五年
- ② 朝倉弘「戦国期惣結合の動向について―大和国五百井庄を中心とする―」、『奈良工業高等専門学校 研究紀要』一号、一九六五年(①論文を補訂したもの)。
- ③ 前掲註(2)『斑鳩町史』本編
- ④ 菅原憲二「近世前期の村算用と庄屋(上・下)」、『日本史研究』一九六・一九七号、一九七八・七九年
- ⑤ 斑鳩町史編纂委員会編『斑鳩町史』続史料編、斑鳩町、一九七九年
- ⑥ 館鼻誠「村の動揺」、『荘園と村を歩く』、校倉書房、一九九七年、所収
- ⑦ 水本邦彦「土免仕法と元和・寛永期の『村』」、同『近世の村社会と国家』東京大学出版会、一九八七年、所収
- ⑧ 西村幸信「中近世移行期の在地祭祀と地域社会―大和国平群郡の事例から―」、『歴史科学』一五二、一九九八年
- なお大方家文書については、館鼻誠「大和国大方家文書 稿本」(藤木久志研究代表「平成三年度科学研究費補助金報告書 中世庄屋史料の研究」一九九二年所収)を参照のこと。
- (6) 素戔嗚神社宮座の現況については、前掲註(1)大宮論文に詳しい。ケイチン座は、寛政一二年四月明神新福寺年中宮方定書帳を最古とする、比較的新しい文書を数点だけ所持している。この点については、大宮守人氏のご教示と同氏撮影の文書写真による。
- (7) 四号・文安六年三月一日新福寺再建供養祈願文。新福寺との関係からみると、服部の座を「寺座」または「堂座」と称すべきであろう。しかし後述するように、結衆の内実は新福寺社宮(氏神)牛頭天王社の宮座なのである。そこで本論文では、「服部(村)宮座」と呼ぶことにする。
- 一八七〇(明治三)年九月服部村社書上(福貴田家文書)には、「一向衆西派 光徳寺、一向衆仏派 光徳寺、浄土宗無住 新福寺、浄土宗無住 来迎院」というように新福寺がみえる。大宮守人氏によると、廃寺となった新福寺の寺財は現在、西光徳寺が保管しているとのことである。
- (8) 前掲註(4)一二号文書。
- (9) 三号・応永二年八月六日三里条々規式。この文書には、「三里ヨリ出合せテ」龍田神社へ奉納した「九月十三日御祭神御供」についての記載がある。
- (10) 四五号・延宝七年九月一六日丹後・五百井・服部長男中定書。
- (11) 前掲註(9)三号文書。
- (12) 前掲註(3)一号文書。
- (13) 四〇号・延宝二年一〇月八日寅ノ年算用日記をはじめとして、算用帳などには「ねはん」や「ねはんかう」という記載が頻出する。
- (14) 前掲註(4)一二号文書。
- (15) 二号・応永一四年七月二九日服新福寺堂懸板写。
- (16) 享保九年三月二九日中間書、六四号・元禄五年一月新福寺長男中間掟書帳所収。
- (17) 九号・永正九年六月二五日五百井・服・丹後三ヶ寺僧衆書状。
- (18) 明応三年(カ)三里定書、八号・永正六年三月二六日三里役条々定所収。なお、引用史料中の「三サケクシ」は「御酒公事」かもしれない。
- (19) 前掲註(18)八号文書所収。
- (20) 菅浦文書中の「そのしゅんし」という文言には「惣の出仕」という解釈があげられている(貞和二年九月菅浦庄惣村置文、菅浦文書一八〇号、『菅浦文書』

上所収)。また「看聞日記」では頭役で勤仕する茶寄合などを「順事」などと呼んでおり、「順事・順次」が頭役の意味で用いられている(「看聞日記」応永三年二月二六日条など)。

(21) 「天正二年キノエ イヌケチン キンシ ヲトナニナル □四郎 甚二郎」(前掲註(4)一〇二号文書・藤二郎の項)。ただし後述するように、一七世紀前期に結果から長男衆へかわってからのオトナ成は、入座儀礼に変質した。

(22) 前掲註(4)一〇二号文書。

(23) 一八号・寛永二年二月二五日長男衆との出入二付一札。

(24) 前掲註(4)一〇二号文書には「ヲトナニナル」という記載が頻出するが、そのなかで貞享元年市松(弥十郎の項)に「長男ニナル」という記載がみられる。長男を「ヲトナ」と訓んでいたことが、ここからわかる。

(25) 「六人衆」(呼称)の初見は、三三三号・寛文七年(二六六七)一月八日長男切銭中之帳である。この文書に「右之切銀六人ノ惣談ニテ相済申候」とあるように、六人衆が合議して長男衆の算用を裁断していたことが知られる。

なお、「宮年寄(中)」が八八号文書(正徳四年一月八日算用帳)にみえる。通常は六人衆が審判する箇所に、宮年寄としての五人の審判や単に「宮年寄中」という記載があることから、この宮年寄は長男六人衆のことをさしていると思われる。なお、四六号文書(延宝七年一〇月八日末ノ年算用日記)にみえる「年寄」も宮年寄であろう。

(26) 一六九二(元禄五)年から一七三三(享保一八)年までの毎年の長男衆を記載した文書(六一号・元禄五年九月二日御供次第付り結衆汰帳)には、元禄五年(申年)条の末尾などに「右之内差合有之分、名書之上ニ丸有之、已上」という記載がある。この「差合」が具体的に何かは不明である。ただ

身躰をとろへ、はちをひらき申候歟、又ハ奉公ヲ致シ、主人を頼申もの、或ハ見苦敷病人ニ成り候ハ、座拜江遠慮可被申事  
というような、病氣・出家・奉公などの者の宮座出仕を停止させる規制がみられる(後掲の史料K)。「差合」とは、このような問題をさすのであろう。

そこで六一号文書に戻ってみると、毎年、数人の長男衆に○印が付されている。「差合」のため、毎年数人がその年の宮座行事への出席を遠慮したのである。このことから、長男衆において「差合」忌避の慣行がたいへん強いものであることがうかがえる。

本文でみた寛永三年の文書で六人衆の一人が審判していないのも、このような「差合」によるものであった可能性が高い。

(27) 一四号・元和四年(カ)七月二九日上田六右衛門等連署書状(折紙)、一六号・元和四年八月二八日片桐且元内八木六左衛門尉書下(折紙)。前者は後者の年代

により元和四年と推定した。なお後者の一六一八(元和四)年には片桐且元は既に死去している(片桐の没年は一六一五(慶長二〇)年)。その点で包紙の「片桐市正様御内御奉行」という文言には疑念が残る。ここでは、文書の差出人である八木六左衛門尉を片桐藩(竜田藩)の奉行人の意と解しておきたい。

(28) 三十一号・寛文六年一〇月八日長男申用日記。この文書にみえる猪右衛門・源十郎・九郎兵への三人が受領成をした。なお、源十郎の受領成の代米・代銀をこの算用状では「受領代」と称している。

(29) 村落内身分とは、村落集団によりのおの独自に認定・保証され、一義的にはその村落内で通用し、村落財政により支えられた身分体系である。具体的には、中世前期(一一世紀中期～一三世紀中期)の古老・住人身分、中世後期(一三世紀中期～一五世紀)の乙名・村人身分、中近世移行期(一六世紀～一七世紀中期)及び近世の年寄衆・座衆身分という、村落を主導する身分の者とそれからはずれた者との身分差別秩序のことである。村落内身分については、蘭部寿樹「日本中世村落内身分の研究」(校倉書房、二〇〇二年)を参照のこと。

年寄衆・座衆身分は、本来、座衆身分のなかで高い階級の者を年寄衆とする身分体系である。しかし年寄衆・座衆身分は、中近世移行期にその内実が階級成功身分から家格制へと変質するなかで、階級階梯を形骸化させていく。服部村の場合でも、後述するように長男衆は階級を形骸化させていく。これらの点から服部村の長男衆は、中近世移行期及び近世の年寄衆・座衆身分に相当するものといえよう。

(30) 史料Gは、寛永二年九月一四日長男惣中定書(前掲註(16)六四号文書所収)。史料Hは寛永二年九月一四日長男惣中定書(前掲註(4)一〇二号文書所収)、史料Iは正保二年九月二日長男衆定書(同じく一〇二号文書所収)である。

(31) 五四号・貞享二年一〇月八日丑ノ年算用日記。

(32) 五八号・元禄二年一二月八日巳年算用帳。

(33) 元禄五年一月八日長男衆定書、前掲註(16)六四号文書所収。

(34) 宮座が家格規制を強化していくことと村落社会で家格制が厳格に維持されていたかどうかということは、別である。家格制維持のための規制が強化されていったことは、村落内における家格制が動揺しているためであるとも考えられる。

(35) 一五五号・文化一三年正月二六日龍田座二付当村座衆議。

(36) 六号・永正六年三月二六日博奕禁制案文。

(37) 明応三年三里定書、八号・永正六年三月二六日三里役条々定所収。

(38) 一四三三号・安永四年九月一八日宮座申合条々一札。

(39) 元禄一七年三月二日長男中間覚書、前掲註(16)六四号文書所収。

(40) 一三八号・明和九年一月二八日牛頭天王社神木伐り落し詫状。

(41) 一四一号・安永三年三月服部村新福寺付近絵図(奥書)。

(42) 長男成代米七斗納入、表8の八番九郎兵衛(九郎兵衛への項)について、寛文六年(一六六六)一〇月八日長男中ノ算用日記(三十一号)に次の記載がある。

九郎兵衛へ

一六拾六匁 マツリイトナミ代

内

式拾七匁五分 五斗代

アラト一ツノイトナミ代

三拾八匁五分 七斗代

マツリキンチ ヲトナニナル

イトナミ代 一ツ分ノ造用

ここからも九郎兵衛が代米七斗を納めて長男成したことがわかる。

つぎに永禄二年(一五六九)正月服新福寺一結衆座帳(二二号)の九郎兵衛の該当部分を示す。

九郎兵衛

寛文六年午三月十日

一マツリ キンチ ソウヘアツクル 代納五斗出ス 九郎兵衛へ

同理り

一マツリ キンチ ヲトナニナル 代納七斗出ス(九郎兵衛へ)

但シ九郎兵衛へ家主タルニヨリ俄ニ米ニテ一ツ出シ申牧、一ツ分ハ二斗マシ被出者也

この末尾の但し書きにあるように、九郎兵衛が家主になったための突然の申し出だったので五斗に二斗増分を加えて代米による長男成をしたことがわかる。もうひとつ注意したいのは、前者三十一号に九郎兵衛が「アラト」すなわち「アラトウ」も同時に勤仕したことがみえる点である。ところが後者二二号には「マツリ キンチ」の代納五斗とだけ記されているのである。これは、代米納入で実際にはアラトウを勤仕したわけではないので、こういう記載になったものと思われる。

これらの点から、アラトウ代米納入と長男成代米納入に共通する、臨時的かつ例外的なありかたがうかがえよう。

(43) 元禄一三年二月二日長男衆覚書、前掲註(16)六四号文書所収。

(44) 表4の一七〇四年の項には、茂左衛門は一七老である(表4の九番)。しかしこの前年の項では五老であった(一七老・茂左衛門は、五老・茂左衛門の子である)。史料Oは一七〇四(元禄一七)年の三月であり、鷹次の改訂(昇格)

とその記録は九月なのである(前掲註(26)六一号文書、一〇七号・享保一九年九月一四日長男人数改帳)。そのために史料Oでは、前年一七〇三年と同じ鷹次の五老だったのである。

(45) 史料Oの本文には「八兵衛」とあるが、七七号・元禄一六年一月八日算用帳には「八郎兵衛」へ売ったと記されている。他の史料における記載などからみて、八郎兵衛の表記の方が正しい。

(46) 一一二号・元文三年正月牛頭天王之宮地二観音堂建立二付一札。

(47) 一三七号・明和九年一月五日算用帳。

(48) 一四五号・安永五年二月五日算用帳。

(49) 一五四号・寛政元年六月服部村百姓立田座十二軒惣代返答書。

(50) 文化元年一月寺社・池床出入一件写書、服部・福貴田静左衛門家文書、前掲註(5)④『斑鳩町史』続史料編二八二〜二九五頁。なお、読みは文書原本及び同写真で修正した。

(51) 九六号・享保九年一月八日新福寺算用帳。

(52) 一二四号・寛延四年一月五日算用帳。

(53) 前掲註(15)に同じ。

(54) 前掲註(16)に同じ。

(55) 前掲註(35)文書。

(56) 一六一号・文政三年四月三日小作定免預ケ米請取帳。

(57) 天保一〇年神楽講中御年貢銀受取状、一五八号・文政三年三月服部村神楽講中御年貢銀受取通帳所収。

(58) 安政五年(一八五八)正月神楽講算用帳(一六五号)の慶応年間(一八六五〜一八六八)ごろの項に「東西之當屋」がみえる。これが東・西の座の當屋であるとすれば、「服部村拾四人組講」と「九人組講」との関連が問題になる。ただ文政三年(一八二〇)三月服部村神楽講中御年貢銀受取通帳(二五八号)に「西方」、「西里」という記載があるので、この「東西之當屋」の東西は服部村の東西(東方・西方)を示しているだけかもしれない。そこで、ここに注記して後考を待ちたい。

(59) 一六〇号・文政三年四月三日十二軒株講田小作証文。

(60) 福貴田家には、前掲註(50)文化元年一月寺社・池床出入一件写書(史料W)や五人組帳前書、村絵図などが伝来している。このように福貴田家文書は、庄屋文書なのである。

ところで史料Wの別な箇所には「寛文七未年々宝曆四戌年迄八拾八ヶ年之間、御料方庄屋御寺領庄屋空左衛門方二而相勤罷在候」とあるように空左衛門は長年の庄屋であり、また史料Wにあるように寛政一二年には寺領方庄屋であった。

この庄屋李左衛門は表4(3)によると文政元年・三年には座衆の二老及び一老の地位にある。一方、史料Wで天領方庄屋である吉三郎は、座衆ではない。史料Wにみえる寺領方(座衆の庄屋李左衛門ら)と天領方(非座衆の庄屋吉三郎ら)との対立には、以前からの長男衆と村方との対抗関係が絡んでいたのかもしれない。

- (61) 二二号・寛文元年一月八日丑ノ年算用日記など。
- (62) 五〇号・天和三年一〇月八日亥ノ年算用日記。
- (63) 五六号・貞享四年一月八日卯ノ年算用帳。史料中の「橋院」とは、信貴山朝護孫子寺の子院であろう。
- (64) 宝暦一年八月六人衆覚書(前掲註(16)六四号文書所収)、一六八号・安政五年正月神衆講算用帳。
- (65) 前掲註(48)に同じ。
- (66) 前掲註(63)一六八号文書。
- (67) 前掲註(29)蘭部著書。
- (68) 前掲註(29)蘭部著書。

(山形県立米沢女子短期大学、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇〇二年三月二〇日受理、二〇〇三年六月二六日審査終了)

## **The Transformation and Reorganization of Miyaza in the Villages of Medieval and Early Modern Japan**

SONOBE Toshiki

This paper investigates the transformation and reorganization of the miyaza (council of elders who represented families who claimed association with a local shrine and who annually elected a shrine official to run festivals) and the background to these changes in the village of Hattori, Heguri-gun in Yamato-no-kuni (present-day Hattori Oaza, Ikaruga-machi, Ikoma-gun, Nara Prefecture) during the Medieval and Early Modern periods. The materials used for this study are 225 documents that have been handed down by the Hattori Kagura Association of Hattori Susanoo-jinja shrine.

A miyaza association (kesshu) began to appear in Hattori village in the 14th century in connection with Shinpuku-ji temple and a shrine dedicated to Gozutenno. The association became an association of elder sons in the 17th century. There was a conflict between the miyaza association and non-miyaza members among village officials, but a compromise was reached by establishing arato, who were new miyaza members, and wakiza, who were subordinate to the miyaza. However, discrimination within the miyaza meant that the barriers between both became stronger, with the result that the miyaza transformed into an elder sons' association, which was organized with the family as its basic unit. This signifies the formation of a system of family rankings that lies at the core of the miyaza. It was accompanied by the disappearance of the miyaza's function of overseeing the entire village, and resulted in the functions of the miyaza being restricted to a religious function, such as performing religious services and Buddhist memorial services, and a regulator of social position.

In the second half of the 18th century, the structure of the elder sons association was altered so that its membership of 26 was reduced to a membership of 12, whereupon the conflict with village officials rekindled and deepened. Then, as a result of talks at the shrine (宮出入) the village officials moved in to take control of the tutelary guardian SHUFUKUDEN, and on top of this the right to control Gozutenno shrine dedicated to the tutelary deity and Shinpuku-ji temple was also taken over by the village officials. In the meantime, the Shinpuku-ji temple elder sons' association became the Gozutenno shrine miyaza during the second half of the 18th century, and then in the first half of the 19th century it became a kagura association. At this time, whereas the main guild (miyaza) had been a fourteen member association, a new nine member association was formed against the backdrop of pressure from village officials, resulting in a dual sys-

---

---

tem for the miyaza. The main guild adopted the name Kagura Association for the new guild, which was fully cognizant of the Kagura religious services performed by the eight associations from three hamlets that belonged to the Tatsuta-jinja shrine (Tatsuta branch shrine). The purpose behind this was to use the authority of Tatsuta-jinja shrine to flaunt their supremacy over the new guild. With underlying pressure from the village officials, the new guild became closely associated with Susano-jinja shrine, which was the successor to Gozutenno shrine, and is believed to have developed into the Keichin Association which was fully cognizant of the traditional celebration called KETCHIN. This reorganization which was a consequence of the transformation of the miyaza made discrimination within the miyaza become firmly entrenched, and saw the right to control miyaza celebrations shift from the Kagura Association to the Keichin Association, within which village officials wielded power behind the scenes.